

令和2年度中野区外部評価結果について

区は令和2年度から区のPDCAサイクルの実効性を高めるため、「目標と成果による区政運営」の基本的考え方等を整理したところである。

今般、行政評価のうち、専門的見地からの評価である外部評価を実施したため、当該結果を報告する。

1 対象事業

公園維持管理事業

2 対象公園

公園	167箇所
ポケットパーク	9箇所（防災広場を除く）

※ 平成30年度末時点

3 評価の視点

専門的見地から事業の効果を明らかにするなどの分析を主とし、改善の提案を求める。

4 外部評価結果

別紙『令和2年度中野区外部評価報告書』のとおり

5 外部評価結果の概要

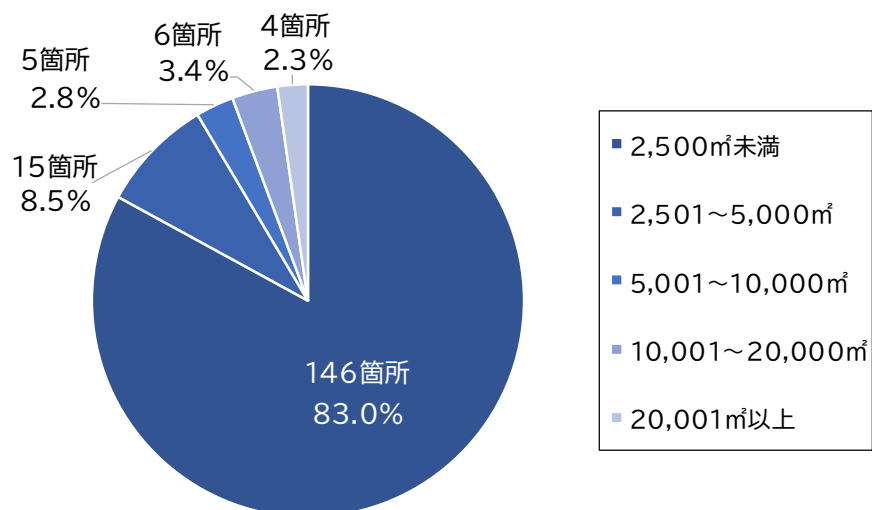
（1）評価・まとめ

ア 中野区の公園概要

（ア）公園の整備状況

公園の管理面積で最も多いのは2,500㎡以下の公園であり、比較的規模の小さい公園が8割以上を占める。

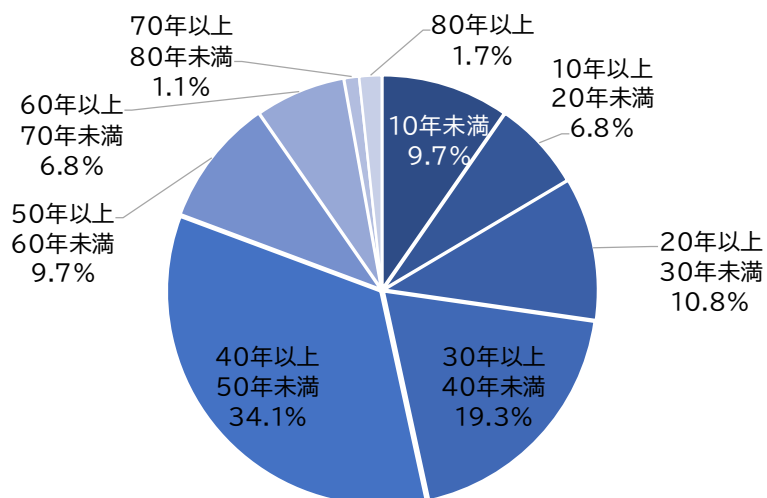
中野区は大規模な国営公園や都立公園は有していない。



(イ) 公園の経過年数

公園の経過年数で最も多いのは40年～50年であり、34.1%を占めており、経過年数が40年を超える公園が5割を超える。

今後、施設の修繕や更新が必要な施設が増える可能性が高い。

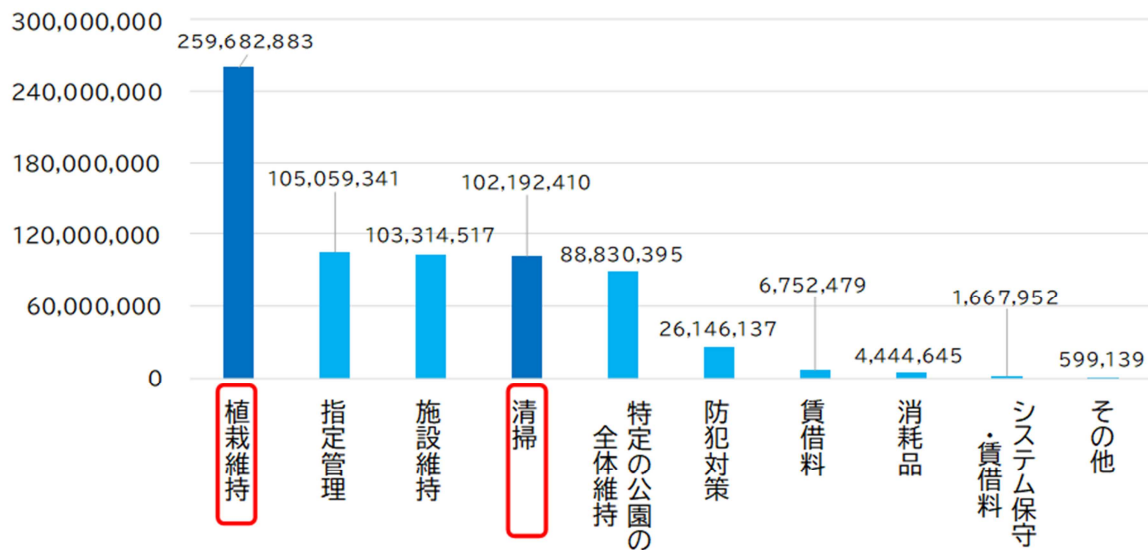


(ウ) 公園の維持管理費

① 維持管理内容区別維持管理費

公園の維持管理費で最も大きいのは清掃・植栽維持であり、全体経費の5割を超える。

平成28年度～平成30年度の決算説明書の支出済額（維持管理内容区分別）



② 公園の㎡単価維持管理費

公園の㎡単価維持管理費が高い公園は、ほとんどが規模の小さい公園であった。理由としては、土地賃借料のある公園や植栽、遊具、トイレ等の維持管理経費がかかっていることなどがあげられる。

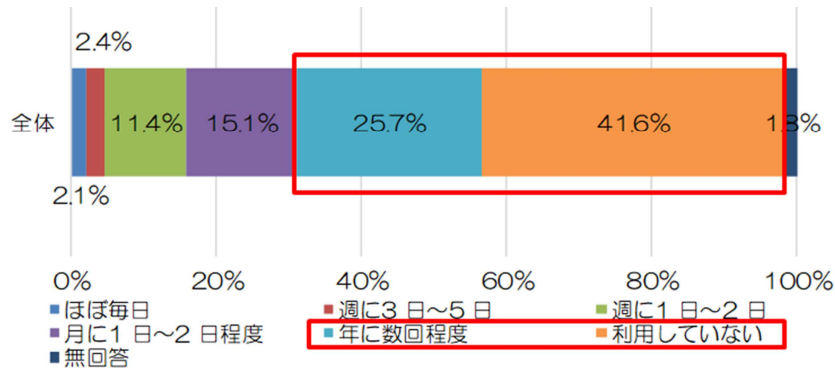
㎡単価の高い公園TOP10

公園名称	公園種別	管理面積 (㎡)	㎡単価 (円)
氷川公園	街区公園	850	5,449
百観音公園	街区公園	855	4,928
中野四季の森公園	近隣公園	20,780	4,133
弥生こぶし公園	街区公園	416	3,584
けやき公園	街区公園	636	3,168
上鷺西公園	街区公園	194	3,157
くるみ公園	街区公園	195	3,027
マロニエ広場	ポケットパーク	188	3,026
千代田公園	街区公園	344	2,906
若の芽公園	街区公園	289	2,896

イ 中野区区民意識調査

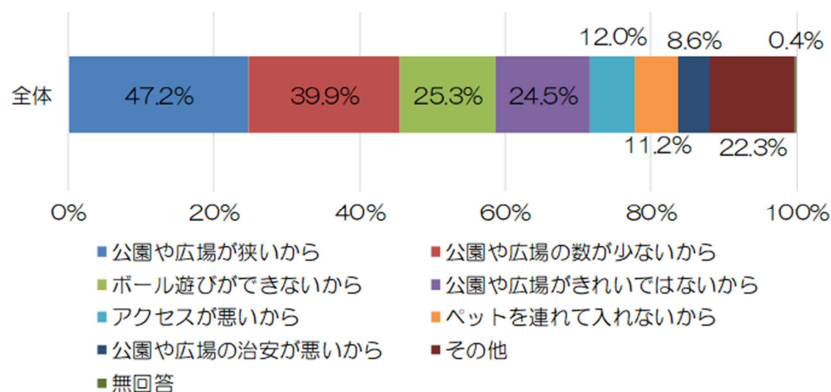
(ア) 公園・広場の利用頻度

区民の7割近くがほとんど公園を利用していない。



(イ) 公園・広場の満足度

区民のおよそ6割は公園に満足している一方で、およそ4割は、公園に満足しておらず、不満の理由として、公園の数や規模に対する不満の声が多い。



ウ 担当所管の対応状況

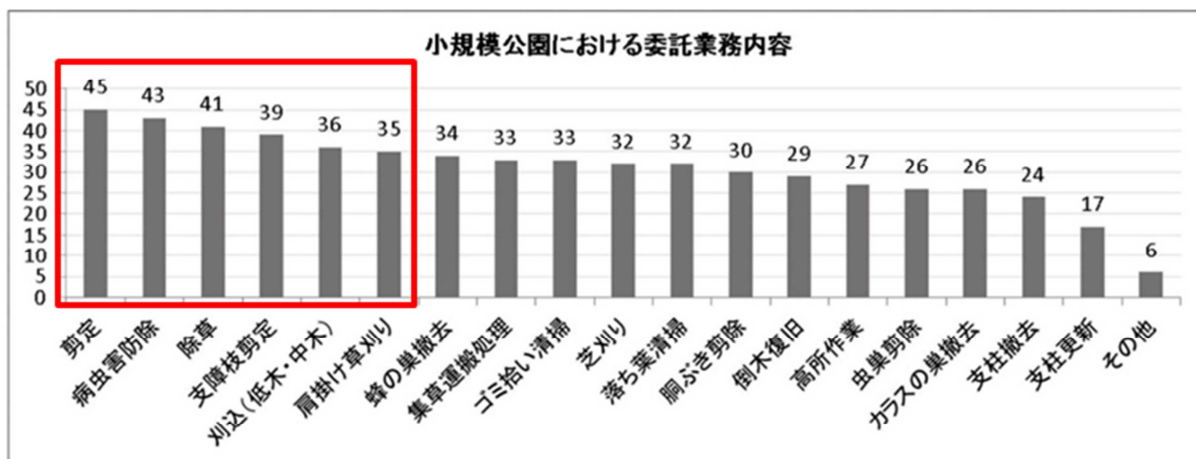
指定管理者が管理を行う施設を除き、多くの植栽管理や施設の維持管理を外部委託等に発注している一方で、住民からの苦情や突発的な公園での事故やトラブルへの対応は中野区職員で行っている。

※ 公園施設の苦情としては、公園内のトイレ、ゴミに関する苦情が多い。

エ 他自治体との比較

(ア) 各都市の維持管理状況について

全国の中核市においても、小規模公園における委託業務内容については、剪定や除草、病虫害対策等植栽関係の経費が大きく、傾向は中野区と同様である。



出典：平成27年度 全国中核市等における公園緑地の課題に関する調査研究報告書

(イ) 指定管理者制度の導入について

平成30年度の公園緑地協会の全国アンケートによると、指定管理者制度について、5割以上の自治体が導入しており、一部では全ての公園に導入している自治体もあった。

指定管理者制度の導入状況	回答数	%
①すべての公園に導入済み	56	8.7%
②一部の公園に導入済み	217	33.9%
③公園の一部区域、施設に導入済み	43	6.7%
a.②と③両方に回答した自治体	11	1.7%
④導入していないが今後すべての公園に導入予定	6	0.9%
⑤導入していないが今後、一部の公園に導入予定	32	5.0%
⑥今のところ導入は考えていない	276	43.1%
計	641	

出典：公園緑地 VOL.79 No.5 2019

(ウ) 他自治体との委託内容比較

中野区と公園整備状況が類似的な東京都内の自治体と樹木整枝剪定、公園警備、公園内清掃、便所清掃の委託業務について比較をした結果、管理内容に大きな差は見られず、中野区は標準的な維持管理委託を行っている。

(2) 今後の方向性について

ア 維持管理の効率化

(ア) 現状・課題

中野区では外部委託と指定管理者制度を併用して公園維持管理を行っている。一方で、指定管理者施設を除いては、突発的なトラブルや苦情などは中野区職員が直接対応している。

(イ) 方向性

効率的かつ効果的に維持管理を行い、サービスの向上を図ることが有用と思われる。

(ウ) 具体的事例

公園維持管理マニュアルの作成（大阪市 公園施設安全管理要領）

イ 植栽管理の効率化

(ア) 現状・課題

公園内の植栽管理は全国的にも最も維持管理費がかかっており、中野区も例外ではない。

(イ) 方向性

樹木の維持管理は多くが事後保全型の管理を行っているが、今後は計画的かつ効果的な予防保全型の管理を行っていくことが有用と思われる。

(ウ) 具体的事例

樹木・植栽の維持管理計画の策定（鎌倉市 鎌倉市緑地維持管理計画）

ウ 施設の老朽化に対する対応

(ア) 現状・課題

中野区の公園は開園後40年以上経過した公園が5割以上を占めており、多くの公園施設が老朽化している。再整備は着々と進められているが、今後はより多くの更新費や修繕費がかかることが予測される。

(イ) 方向性

限られた予算のなかで、安全性や利便性を高めるためにも計画的な施設の更新や修繕が有用と思われる。

(ウ) 具体的事例

公園施設長寿命化対策支援事業を用いた公園施設の整備（多摩市 公園施設長寿命化計画）

エ 計画的なトイレの整備・更新

(ア) 現状・課題

中野区の公園には100箇所以上のトイレが設置されているが、多くのトイレが老朽化している。

(イ) 方向性

公園施設の苦情としてはトイレに関する苦情が多く、計画的にトイレの整備・更新を行っていくことが有用と思われる。

(ウ) 具体的事例

計画的なトイレの整備・更新（文京区 公衆・公園等トイレの整備方針 等）

オ 小規模公園の計画的な管理

(ア) 現状・課題

中野区には小規模な公園が多くあり、全体の維持管理費についても小規模な公園に多くの維持管理費がかかっている。

一方で、中野区区民意識調査から、区民のニーズとは合致しておらず、多くの人が公園を利用していないという課題もある。

また、近年、中野区では、広町みらい公園や平和の森公園の整備など大規模公園の整備が進んできたという状況もある。

(イ) 方向性

小規模公園については、区民ニーズを踏まえたうえで、魅力向上の取り組みや統廃合等の公園整理など、公園のあり方を検討していくことが有用と思われる。

(ウ) 具体的事例

小規模公園の計画的な管理（港区 小規模公園の包括指定管理 等）

令和 2 年度 中野区外部評価報告書

ー 公園維持管理事業 ー

令和 2 年 1 2 月
中野区

目 次

1. 外部評価の概要.....	1
(1) 行政評価の目的.....	1
(2) 外部評価の仕組み.....	1
(3) 評価の主体及び方法.....	1
(4) 対象事業.....	1
(5) 対象公園.....	1
(6) 計画実施フロー.....	2
2. 中野区の公園概要.....	3
(1) 対象公園の整備状況.....	3
(2) 23区と公園整備量の比較.....	4
(3) 対象公園の経過年数.....	6
(4) 公園の指定管理状況について.....	7
(5) 公園の維持管理費について.....	8
(6) 中野区区民意識調査結果について.....	15
(7) 公園担当所管の対応状況.....	17
3. 全国的な公園の維持管理状況について.....	18
(1) 各都市の維持管理状況について.....	18
(2) 指定管理者制度の導入状況について.....	20
(3) 他自治体との委託内容の比較.....	22
4. 他自治体と比較した中野区の標準的な公園維持管理.....	24
5. 中野区の公園維持管理の評価・まとめ.....	25
(1) 評価・まとめ.....	25
(2) 評価・まとめの課題に対する対応表.....	26
(3) 公園維持管理に求められる方向性.....	28
6. 公園維持管理に求められる具体的事例.....	29
(1) 方向性「①維持管理の効率化」に対する具体的事例.....	29
(2) 方向性「②植栽管理の効率化」に対する具体的事例.....	31
(3) 方向性「③施設の老朽化に対する対応」に対する具体的事例.....	33
(4) 方向性「④計画的なトイレの整備・更新」に対する具体的事例.....	36
(5) 方向性「⑤小規模公園の計画的な管理」に対する具体的事例.....	45
(6) 民間活力.....	51

～ 参 考 資 料 ～

(1) 公園種別について.....	1
(2) 対象公園一覧.....	2
(3) 平成28年度～平成30年度までの支出済額について.....	5
(4) 全公園に係る維持管理費の按分方法.....	6
(5) 各公園に係る維持管理費の按分方法.....	6

1. 外部評価の概要

(1) 行政評価の目的

行政評価は、中野区のPDCAサイクルの実効性を高めるため、「目標と成果による区政運営」の基本的考え方等を整理するとともに、行政評価について政策体系に基づく事業の効果を自己点検、内部評価、外部評価のいずれかの方法により測定し、事業の改善に向けた次年度の予算編成につなげることを目指し、区民満足度の向上を図ることを目的に実施します。

(2) 外部評価の仕組み

行政評価のうち、外部評価は、当該評価対象事業について専門的見地からの評価（専門機関もしくは専門性を有する人による評価）を行います。評価は、事業の効果を明らかにするなどの分析を主とし、改善の提案も求めるものとしています。

(3) 評価の主体及び方法

外部評価の対象事業は、中野区基本計画に定めるプロジェクトや予算の主な事業を中心に、専門的見地からの評価が必要だと思われるプロジェクトもしくは事業を対象に選定します。

(4) 対象事業

公園維持管理事業

(5) 対象公園

対象公園は以下の通りです（表1 参照）。

表1 対象公園一覧

公園	167箇所
ポケットパーク	9箇所（防災広場を除く）

※ 平成30年度末時点

※ 対象公園一覧については参照資料ー2頁参照

(6) 計画実施フロー

本計画は、以下の実施フローで行います（図1 参照）。

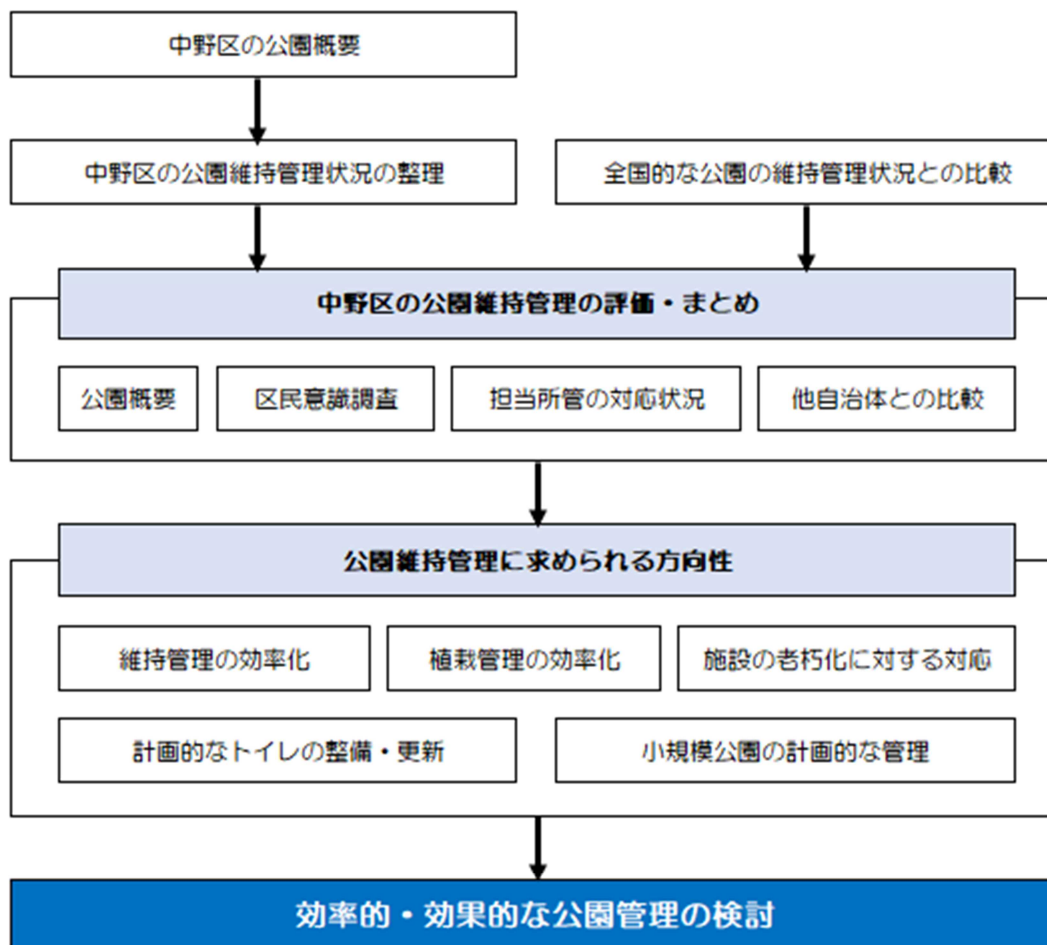


図1 実施フロー図

○ 本報告書のコスト分析は、平成30年度末時点の中野区の決算数値及び設置公園数において行ったものである。

○ 合計面積及び維持管理費は四捨五入により集計値が合わない場合がある。

2. 中野区の公園概要

(1) 対象公園の整備状況

対象公園の整備状況を以下に示します（表2、図2参照）。中野区はポケットパークや街区公園等、身近な公園が多くあります。また、最も規模が大きい公園は江古田の森公園であり、面積は60,224.51㎡あります。

管理面積別にみると、2,500㎡未満の公園が8割以上を占めており、比較的規模の小さい公園が多い特徴があります。

中野区の公園条例では一人当たりの標準公園面積を5.0㎡としています。一人当たりの公園面積は1.36㎡となっています（一人当たりの公園面積は、本業務の対象面積から計算しています）。

表2 対象公園の公園整備状況

公園種別	公園数 (箇所)	合計公園面積 (㎡)	平均公園面積 (㎡)
ポケットパーク	9	1,397	155
街区公園	156	181,176	1,161
近隣公園	3	42,740	14,247
地区公園	2	114,884	57,442
総合公園	3	76,337	25,446
都市緑地	1	1,187	1,187
緑道	1	15,219	15,219
条例公園	1	13,331	13,331
合計	176	446,270	

※1 公園種別については、参考資料－1頁 参照

※2 中野区の総人口については「中野区統計書2020（令和2年1月1日時点）」による

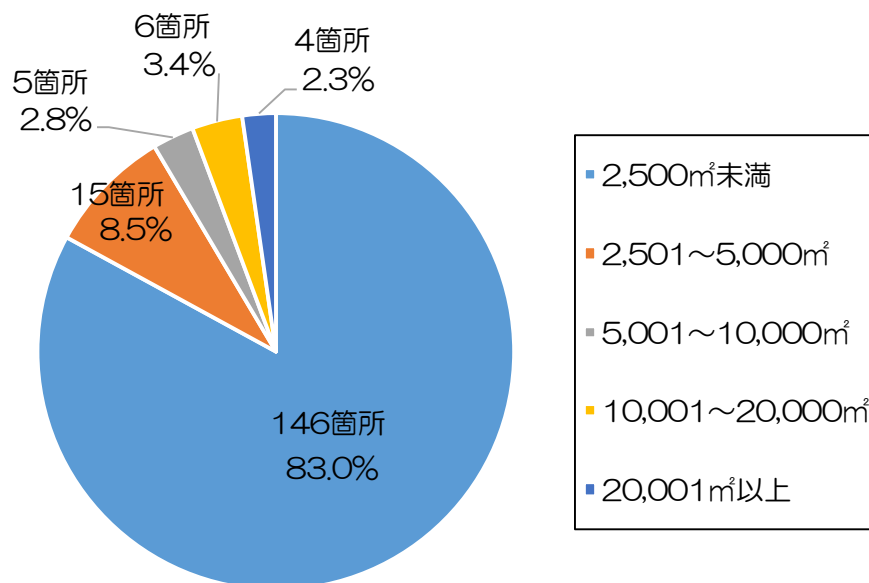


図2 管理面積別の対象公園

(2) 23区と公園整備量の比較

令和2年4月1日時点の中野区の公園について東京都の公園調書のデータを基に23区と比較を行いました(表3参照)。

公園数では23区中11番目ですが(5頁:図3参照)、公園面積では23区中21位となりました(5頁:図4参照)。また、一人当たり公園面積は23区中22位となりました(5頁:図5参照)。

中野区は区内に大規模な公園である国営公園や都立公園等を有していません。そのため、公園数は23区中11番目と多くの公園を有しているにも関わらず、公園面積や一人当たり公園面積の順位は低い結果となっています。

中野区と同様に豊島区も国営公園等大規模な公園を有していません。

表3 23区の公園整備状況

区	公園数 (箇所)	公園面積 (㎡)	一人当たり 公園面積 (人/㎡)	区	公園数 (箇所)	公園面積 (㎡)	一人当たり 公園面積 (人/㎡)
練馬区	696	2,135,843	2.87	新宿区	183	1,147,113	3.29
世田谷区	567	2,886,049	3.06	豊島区	153	215,070	0.72
大田区	561	2,960,129	3.98	墨田区	146	781,995	2.89
足立区	517	3,266,692	4.77	目黒区	133	490,114	1.70
江戸川区	507	7,804,335	11.22	渋谷区	133	1,631,397	6.91
板橋区	357	1,944,949	3.33	港区	118	1,407,455	5.39
杉並区	332	1,187,965	2.02	文京区	115	553,078	2.34
葛飾区	330	2,014,057	4.42	荒川区	111	435,165	1.99
江東区	316	5,174,824	9.91	中央区	94	626,537	3.71
品川区	281	1,370,622	3.30	台東区	75	773,677	3.69
中野区	199	476,627	1.39	千代田区	51	1,709,389	25.74
北区	190	1,079,011	3.04	—	—	—	—

※1 公園数については同一条件とするため、東京都の公園調書に記載の公園数(※2、3)を引用しています。そのため、23区公園整備量の比較には、国立公園や都立公園、児童公園など本業務の対象外の公園も含まれています。

※2 東京都公園調書記載の公園数…原則として、1つの公園が複数の区にまたがる場合、公園の数は、面積の占める割合の大きい方の区に計上している。

※3 東京都公園調書記載の公園

都市公園…都立公園、国営公園、区立公園等(都市公園法に基づき国、都、区、市、町、村が設置、管理)

都市公園以外の公園…自然ふれあい公園、海上公園、国民公園等の他、児童福祉法に基づく児童厚生施設、及び区市町村立公園条例に基づく都市公園以外の公園

(単位：箇所)

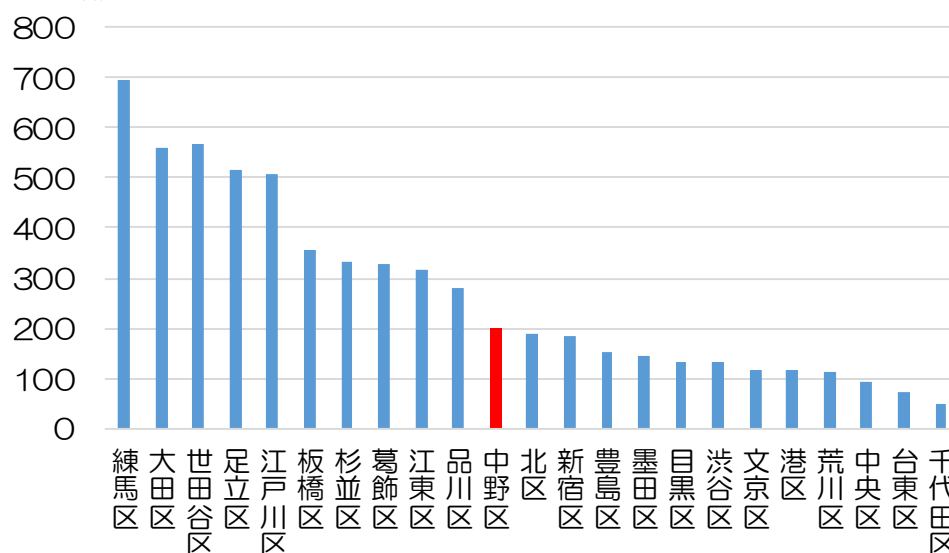


図3 23区の公園整備状況（公園数）

(単位：㎡)

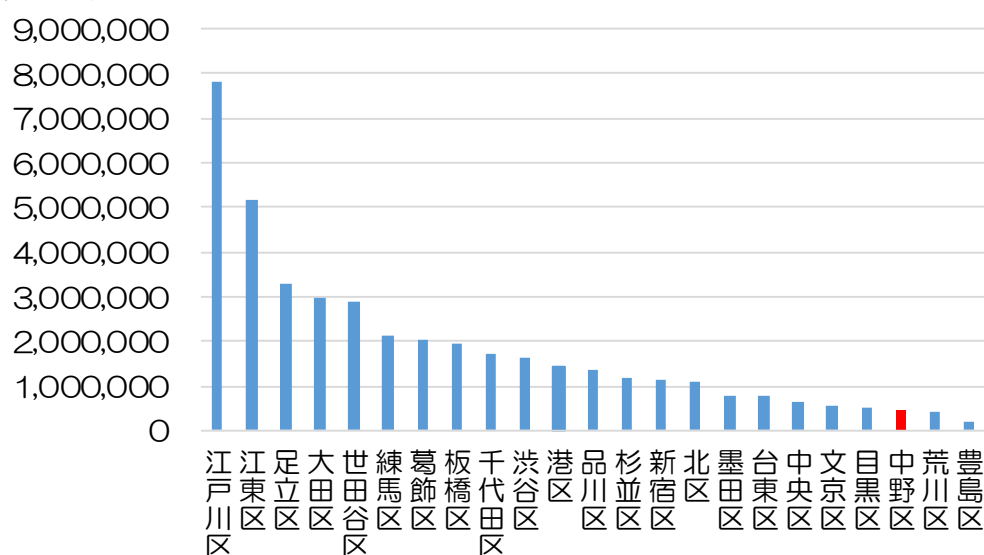


図4 23区の公園整備状況（公園面積）

(単位：㎡)

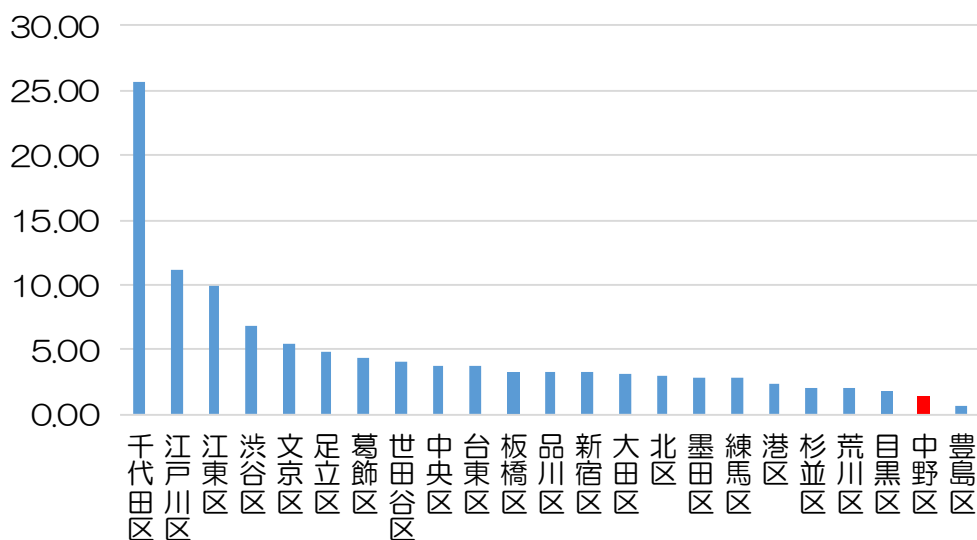


図5 23区の公園整備状況（一人当たり公園面積）

(3) 対象公園の経過年数

対象公園の経過年数を以下に示します（図6参照）。経過年数は令和2年4月1日を基準日とし、各公園の開設年月日から算出しました。

40年以上50年未満の公園が最も多く、34.1%でした（図7参照）。経過年数が40年を超える公園は全体の5割以上を占め、今後多くの公園で施設の老朽化に対する対策が必要なが予測されます。

（単位：箇所）

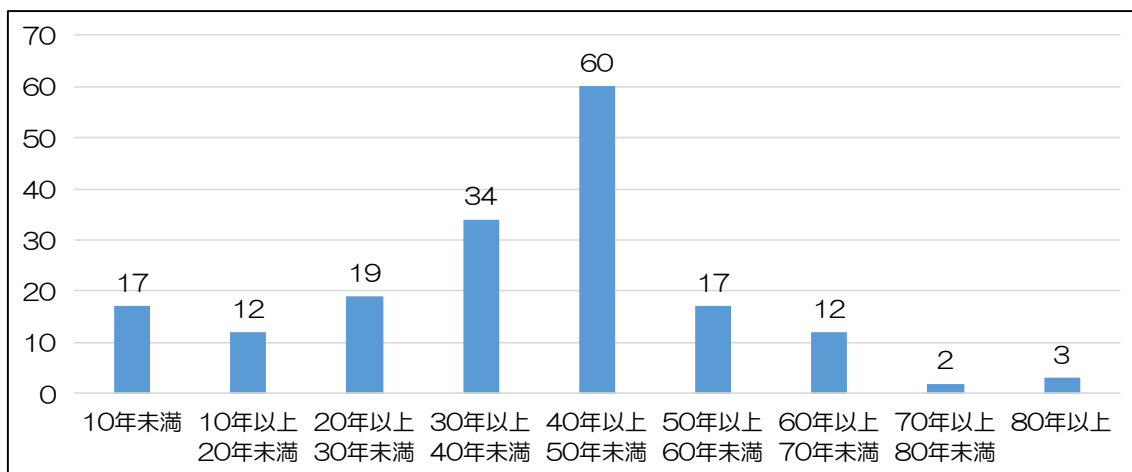


図6 公園の経過年数

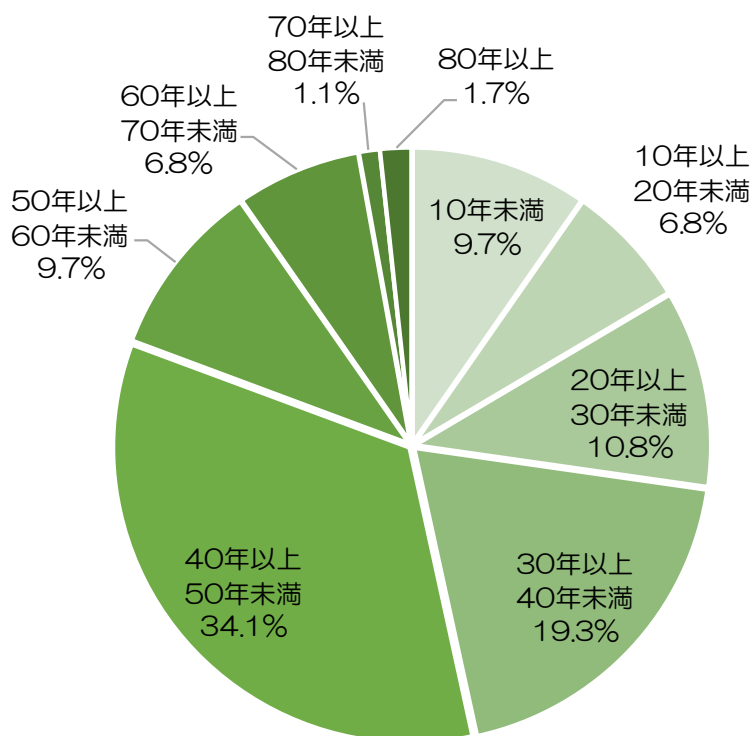


図7 公園の経過年数（割合）

(4) 公園の指定管理状況について

中野区では以下の4公園において指定管理者制度により管理を行っております（表4参照）。中野上高田公園、妙正寺川公園については運動施設を対象として管理・運営を行い、哲学堂公園、鷺宮運動広場は公園全体の維持管理・運営を行っています。

また、運動施設の基本協定によると、中野区と指定管理者の負担については以下のようになっております（表5参照）。施設の損傷については130万円以下の補修費は指定管理者の負担とし、130万円を超える補修費は中野区の負担となっています。

表4 公園の指定管理状況

番号	公園名	公園種別	指定管理者名	指定期間	対象施設
1	中野上高田公園	総合公園	日本体育施設グループ	2016年4月1日～2021年3月31日（5年）	運動施設
2	妙正寺川公園	条例公園		2016年4月1日～2021年3月31日（5年）	
3	哲学堂公園	総合公園		2016年4月1日～2021年3月31日（5年）	
4	鷺宮運動広場	街区公園	TACグループ	2019年4月1日～2021年3月31日（2年）	公園全体

※ 平成30年度末時点

表5 中野区と指定管理者のリスク分担表

種類	内 容	負担者
法令等の改正	乙が行う指定管理業務に影響を及ぼす法例等の変更	協議事項
税制度の変更	乙が行う指定管理業務に影響を及ぼす税制度の変更	協議事項
物価変動	収支計画に大きな影響を与えるもの	協議事項
	それ以外のもの	指定管理者
金利変動	金利変動に伴う経費の増	指定管理者
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生による利用料金収入の減	指定管理者
行政的理由による業務変更	甲の行政運用上の理由により、業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の業務における当該事情による運営費の増及び収入の減	区（※）
施設競合	他施設との競合による利用者減、収入減	指定管理者
施設・設備、備品の損傷	経年劣化によるもの、または第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件あたり130万円を超えるもの）	区
	経年劣化によるもの、または第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（130万円以下のもの）	指定管理者
	乙による管理上の瑕疵によるもの	指定管理者
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク	指定管理者
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項
	伝染性疾患の感染拡大を防止するための施設の閉鎖	協議事項
損害賠償	乙の責に帰すべき事由による施設運営上の利用者、周辺住民等への損害	指定管理者
	上記以外の場合	協議事項
不可抗力	不可抗力（洪水、地震、火災、争乱その他の甲又は乙のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設・設備・備品の修繕による経費の増加	協議事項
災害時	自然災害時、本施設が防災拠点として利用されている間の業務停止による運営リスク	区（※）
	自然災害時、本施設が防災拠点として利用されている間の業務停止による維持管理リスク	

※負担すべき額は、その規模に見合った運営費増額及び収入減額とし、具体的な金額は区と指定管理者の協議により定める。

(5) 公園の維持管理費について

中野区の維持管理費については、平成28年度～平成30年度の決算説明書の支出済額から、維持管理費を算出し、各公園の維持管理に係る費用を整理しました（表6参照）。

維持管理内容区分別でみると、清掃・植栽維持に多くの維持管理がかかっており、全体の清掃・植栽管理に係る維持管理費を合わせると、5割以上を占めていることが分かりました（図8参照）。

表6 平成28年度～平成30年度の決算説明書の支出済額

執行内容	3年間の平均(円)	維持管理内容区分
公園樹木整枝剪定委託	92,372,005	植栽維持
指定管理業務経費（上高田、哲学堂、妙正寺川公園運動施設）	60,095,730	指定管理
指定管理業務経費（哲学堂公園）	41,018,730	指定管理
指定管理業務経費（鷺宮運動広場）	3,944,880	指定管理
じゃぶじゃぶ池管理委託	8,325,936	施設維持
公園施設長寿命化計画遊具改修工事	19,526,400	施設維持
公園施設長寿命化計画遊具改修工事実施設計委託	2,565,000	施設維持
遊具の法定定期点検委託	3,132,000	施設維持
光熱水費	30,919,697	施設維持
公園施設維持補修工事	30,097,245	施設維持
公園施設小破修繕	8,748,239	施設維持
公園等トイレ清掃委託	32,286,628	清掃
公園内排水施設清掃委託	14,135,489	清掃
公園等清掃除草委託等	223,081,170	清掃・植栽維持
中野四季の森公園維持管理委託	81,396,049	特定の公園の全体維持
妙正寺川公園及び妙正寺川鷺宮調節池維持管理経費負担金	7,434,346	特定の公園の全体維持
公園開閉管理委託等	2,267,165	防犯対策
公園巡回警備委託等	23,878,972	防犯対策
トイレ及び関連設備賃借料	291,859	賃借料
公園土地賃借料	6,460,620	賃借料
維持作業用消耗品購入等	3,853,011	消耗品
事務用消耗品購入等	591,633	消耗品
多目的運動場施設予約システム保守及びOA機器賃借料等	1,667,952	システム保守・賃借料
庁有車管理	599,139	その他
総計	698,689,898	

※ 支出済額・按分方法については、参考資料－5～8頁参照

(単位：円)

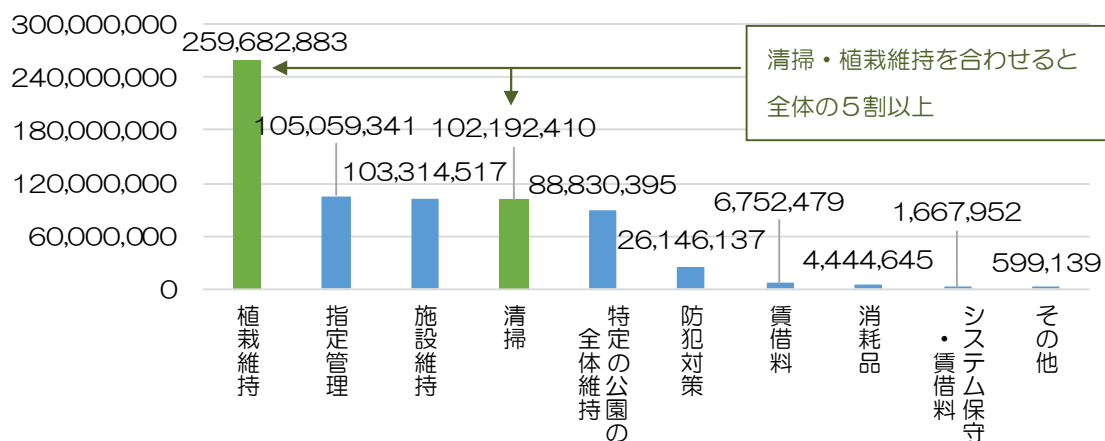


図8 平成28年度～平成30年度の決算説明書の支出済額（維持管理内容区分別）

公園種別ごとの平均㎡単価をみると、地区公園の㎡単価が最も低くなりました。

反対に、条例公園が最も㎡単価が高く、次いで都市緑地、近隣公園、ポケットパーク、街区公園の順に㎡単価が高くなりました（図9参照）。

地区公園は、清掃は委託を行っているものの、公園管理については指定管理者ではなく中野区で行っているため、㎡単価が低いことが考えられます。

㎡単価が高い順では、条例公園は、指定管理者による運動施設の維持管理を行っていることや維持管理経費の負担金があることなどから㎡単価が高くなっています。

次に都市緑地は公園規模は小さいが植栽の管理面積が多く、樹木の整枝剪定や除草等の植栽管理に多くの費用が発生しているため、㎡単価が高くなっています。

次に近隣公園の4公園のうち、中野四季の森公園が個別で公園維持管理委託を行っているため、㎡単価が高くなっています。

また、個々の公園規模が小さく、ほぼ指定管理者等を行っていないポケットパークや街区公園も㎡単価が高い傾向があります。

（単位：円）

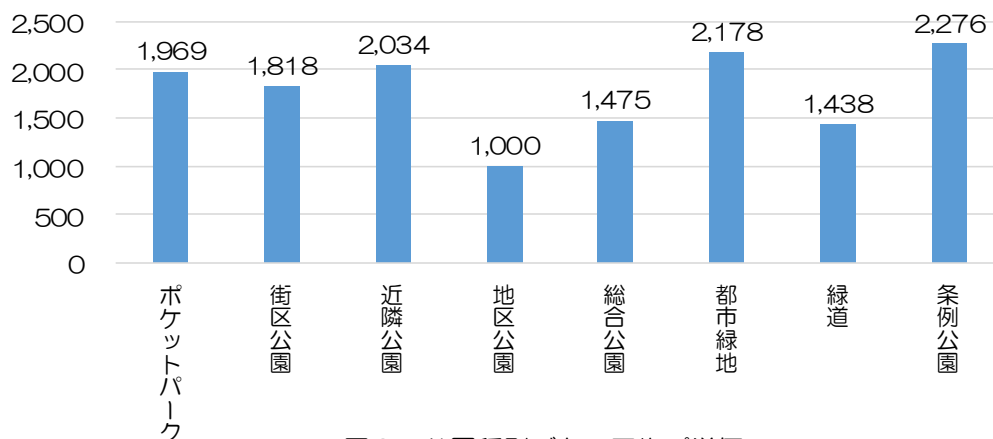


図9 公園種別ごとの平均㎡単価



図10 本二東郷やすらぎ公園(街区公園)

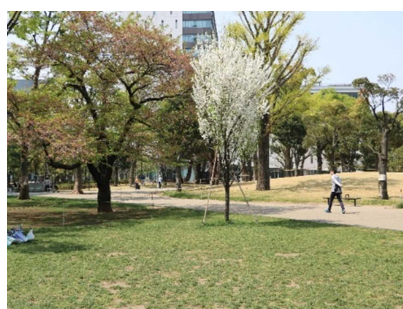


図11 四季の森公園(近隣公園)



図12 江古田の森公園(地区公園)



図13 哲学堂公園(総合公園)

次に、公園種別ごとの合計維持管理費と1公園当たりの平均維持管理費を算出しました。

合計維持管理費をみると、公園数の多い街区公園が最も多く、全体のおよそ4割を占めていることが分かりました（図14参照）。

また、1公園当たりの平均維持管理をみると、地区公園が最も高く、次いで近隣公園、総合公園の順に高いことが分かりました（図15参照）。

地区公園である2公園の江古田の森公園、平和の森公園の合計管理面積が114,884㎡と規模が大きく、面積按分している施設の修繕費や清掃費等の費用が多く発生しているため、平均維持管理費が高くなっています。

近隣公園は3公園のうち、中野四季の森公園が個別に維持管理委託を行っていることから、また総合公園は3公園中2公園が指定管理者による公園管理を行っていることから公園種別ごとの平均維持管理費が高くなっています。

（単位：円）

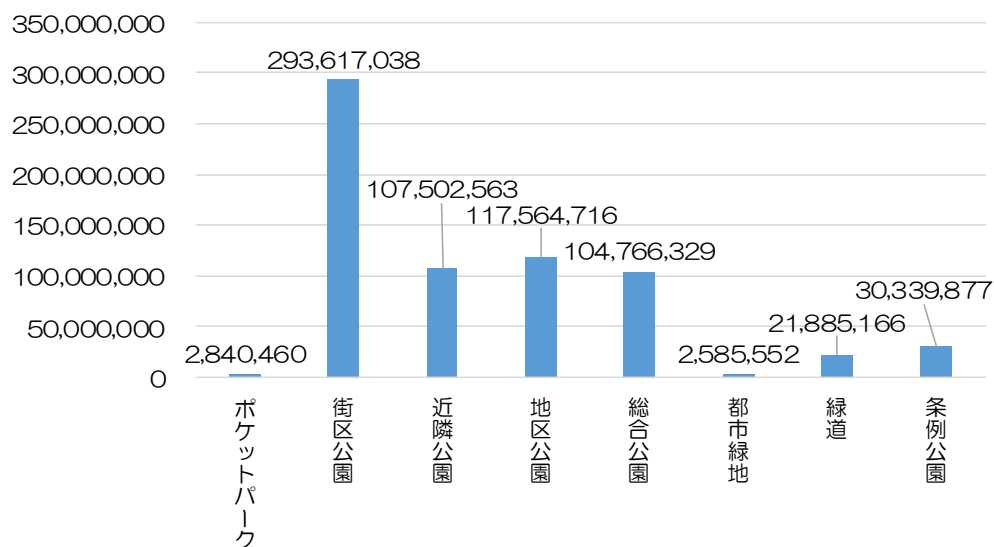


図14 公園種別ごとの合計維持管理費

（単位：円）

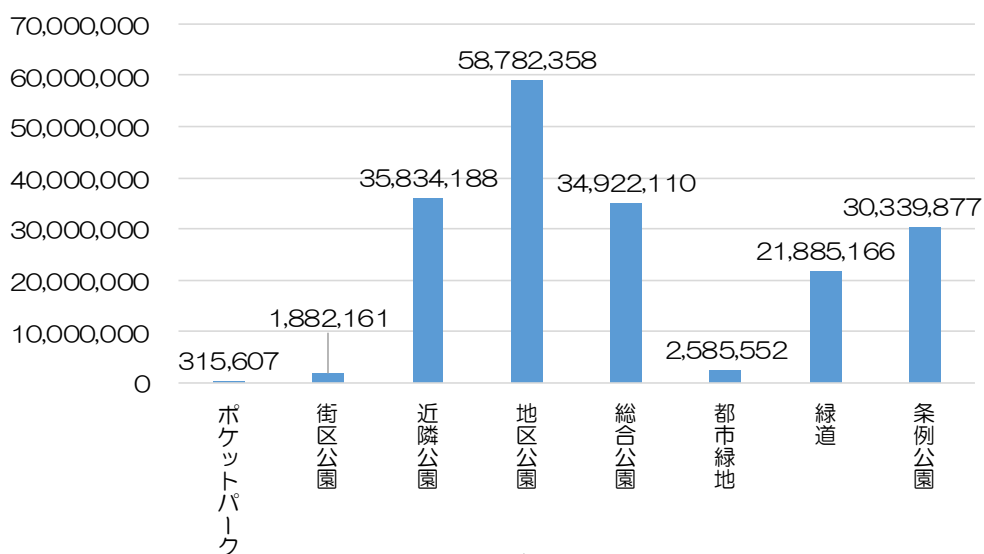


図15 公園種別ごとの平均維持管理費

次に公園別の㎡単価の高い公園TOP10を算出しました。TOP10のうち9つは規模の小さい街区公園やポケットパークとなりました（表7、図16参照）。

氷川公園と百観音公園は公園の土地賃借料を支払っており、他の街区公園よりも維持管理費がかかるため、㎡単価が高い結果となりました。

また、次いで中野四季の森公園の㎡単価が高い結果となり、これは、中野四季の森公園特有の水景施設や芝生施設の管理費や巡回警備の他、植栽などの維持管理を個別に委託していることが考えられます。

その他の公園については植栽の維持管理に加え、遊具やトイレ、じゃぶじゃぶ池等の管理を行っているため、㎡単価が高い結果となりました。

表7 ㎡単価の高い公園TOP10

公園名称	公園種別	管理面積 (㎡)	㎡単価 (円)
氷川公園	街区公園	850	5,449
百観音公園	街区公園	855	4,928
中野四季の森公園	近隣公園	20,780	4,133
弥生こぶし公園	街区公園	416	3,584
けやき公園	街区公園	636	3,168
上鷲西公園	街区公園	194	3,157
くるみ公園	街区公園	195	3,027
マロニエ広場	ポケットパーク	188	3,026
千代田公園	街区公園	344	2,906
若の芽公園	街区公園	289	2,896

(単位：円)

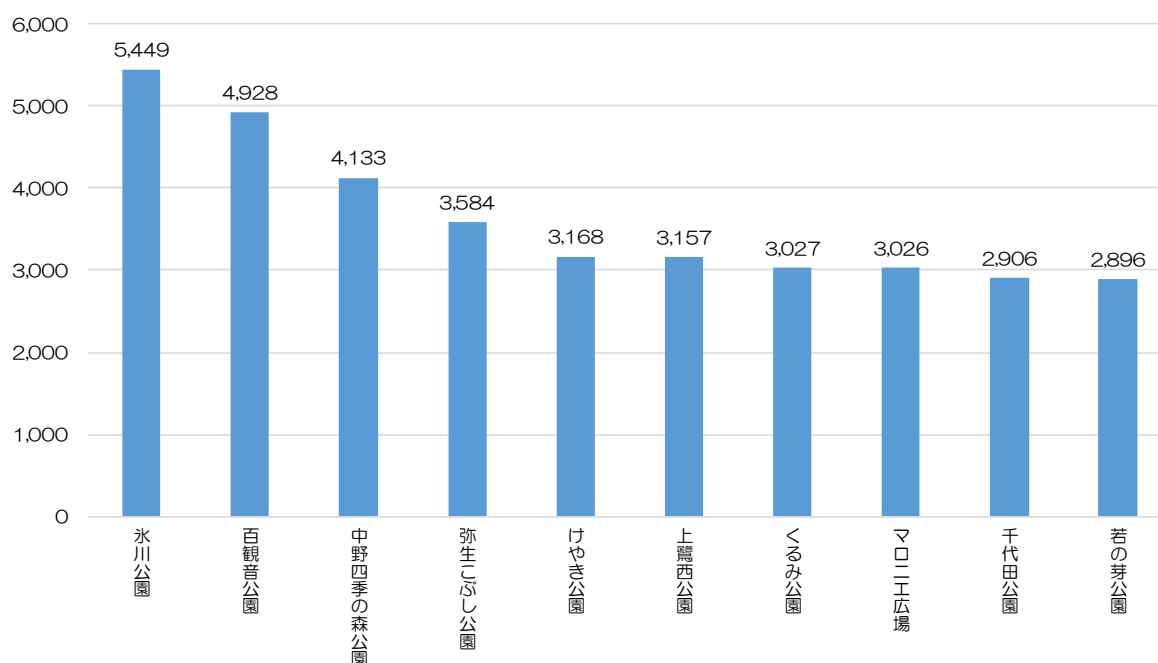


図16 ㎡単価の高い公園TOP10

次に公園全体を指定管理者が管理を行っている哲学堂公園と鷺宮運動広場、運動施設を指定管理者が管理を行っている中野上高田公園について、同じ公園種別の公園と維持管理費について比較しました。

街区公園の比較をみると、鷺宮運動広場は他の街区公園より㎡単価が低いことが分かりました（表８参照）。

総合公園の比較をみると、大きな差がありませんでしたが、指定管理を行っていない江古田公園よりも哲学堂公園や中野上高田公園のほうがやや㎡単価が低いことが分かりました（表９参照）。

また、中野区に一つだけの条例公園種別である妙正寺川公園についても、公園種別の比較のため参考に算出しました（表１０参照）。

中野区の指定管理者による維持管理は、平均値よりも低い結果となりました。

これは、指定管理者が管理する対象の施設や業務によって大きく変動するものであり、他自治体では比較的高い傾向が見受けられます。

表８ 街区公園の比較

名称	維持管理費 (円)	㎡単価 (円)	管理面積 (㎡)	指定管理 の有無
鷺宮運動広場	4,122,510	838	4,920	○
その他街区公園（平均値）	1,834,326	1,780	1,141	

※百観音公園、氷川公園は借地公園のため、他の平均的な街区公園より維持管理費が突出して高いため、その他街区公園から除外した。

表９ 総合公園の比較

名称	維持管理費 (円)	㎡単価 (円)	管理面積 (㎡)	指定管理 の有無
哲学堂公園	61,405,900	1,258	48,807	○
中野上高田公園	30,334,974	1,564	19,401	○
江古田公園	13,025,455	1,602	8,130	

表１０ 妙正寺川公園（条例公園）の維持管理費【参考】

名称	維持管理費 (円)	㎡単価 (円)	管理面積 (㎡)	指定管理 の有無
妙正寺川公園（負担金あり）	30,339,877	2,276	13,331	○
妙正寺川公園（負担金なし）	22,905,531	1,718	13,331	○

※ 負担金…妙正寺川公園及び妙正寺川鷺宮調節池維持管理経費負担金 7,434,346円

次に公園面積別の平均㎡単価と最大・最小の㎡単価、標準偏差を整理しました（表11，14頁：図17参照）。

最も平均㎡単価が高かったのは、12,501～15,000㎡規模の公園面積であり、2,276円でした。

次いで、2,500㎡未満、20,001㎡以上が1,882円、1,848円となりました。

㎡単価の標準偏差とみると、最もばらつきがあったのは20,001㎡以上であり、1,365円でした。これは4公園中、2公園が公園種別ごとの平均㎡単価が最も低い地区公園であり（9頁：図9参照）、かつ、1公園は、平均㎡単価が低い傾向にある指定管理者が管理を行っている1公園があること、また、㎡単価の高い中野四季の森公園があるため、ばらつきがあると考えられます（14頁：表12参照）。

次に、2,500㎡未満の㎡単価も2番目にばらつきがあり、693円でした。小規模公園の場合、施設の有無（遊具やトイレ等）や植栽管理の有無によりばらつきが多くあることが分かりました。

表11 公園面積別の平均㎡単価

公園面積	公園数 (箇所)	㎡単価			
		平均 (円)	最大値 (円)	最小値 (円)	標準偏差 (円)
2,500㎡未満	146	1,882	5,449	216	693
2,501～5,000㎡	15	1,417	2,209	662	467
5,001～7,500㎡	3	1,549	1,950	972	418
7,501～10,000㎡	2	1,629	1,655	1,602	26
10,001～12,500㎡	3	1,009	1,060	975	37
12,501～15,000㎡	1	2,276	2,276	2,276	0
15,001～17,500㎡	1	1,438	1,438	1,438	0
17,501～20,000㎡	1	1,564	1,564	1,564	0
20,001㎡以上	4	1,848	4,133	528	1,365

(単位：円)

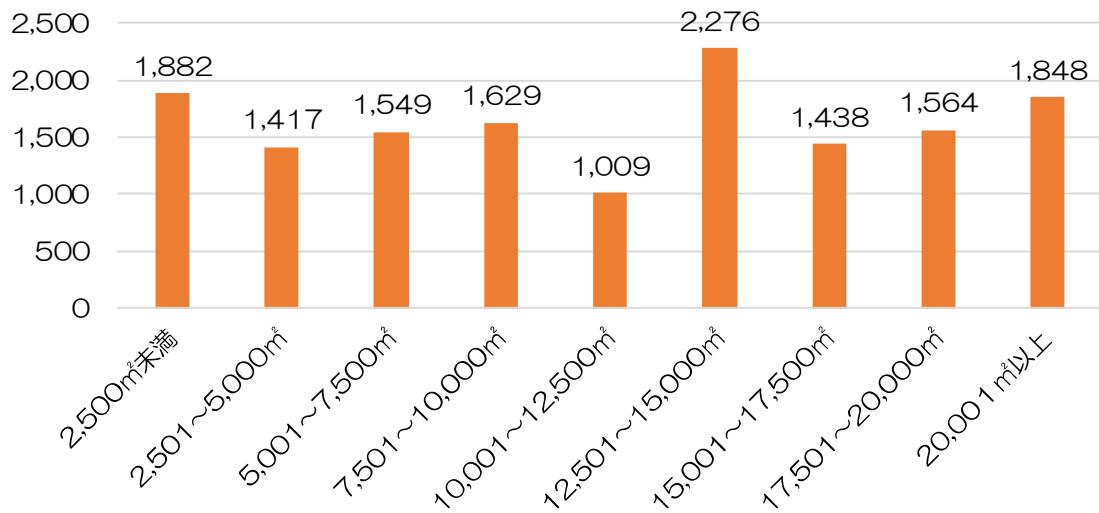


図17 公園面積別の平均㎡単価

表12 20,001㎡以上の公園内訳

公園種別	公園名称	㎡単価 (円)	維持管理費 (円)	指定管理 の有無
近隣公園	中野四季の森公園	4,133	85,875,350	
総合公園	哲学堂公園	1,258	61,405,900	○
地区公園	平和の森公園	528	28,846,460	
地区公園	江古田の森公園	1,473	88,718,255	

（６）中野区区民意識調査結果について

中野区では毎年「中野区区民意識調査」を実施しており、中野区の生活環境や公園・広場等への利用に関してアンケート調査を行っています。

調査概要については以下の通りです。

【調査概要】

調査対象 中野区民で 20 歳以上の男女個人

対象者数 2,000 人

調査方法 郵送配布、郵送回収

有効回収数 1,060 人

回収率 53.0%

調査期間 令和元年 9 月 19 日～10 月 17 日

中野区区民意識調査の中から、公園・広場に関する設問について抜粋すると、以下のようになりました。

①公園・広場の利用頻度

中野区全体でみると、公園の利用頻度は「利用していない」という意見が最も多く、41.6%でした。また、年に数回程度の割合を合わせると、約7割の人が公園をほとんど利用していないことが分かりました（図18参照）。

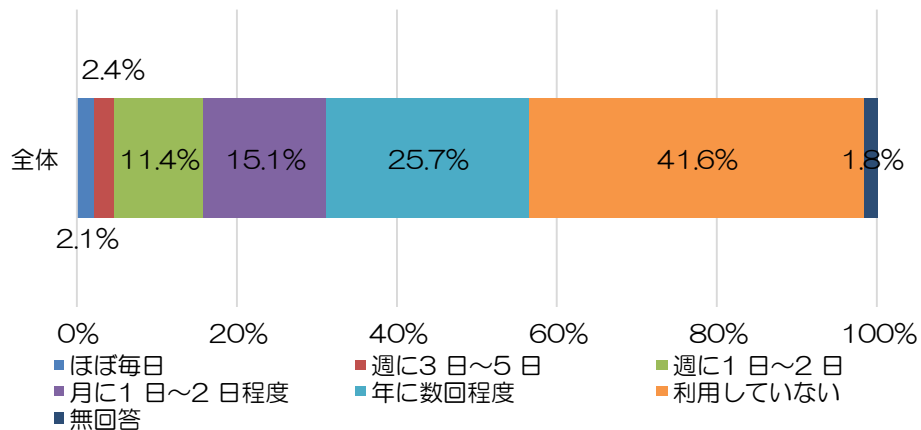


図18 公園・広場の利用頻度

②公園・広場の満足度

中野区全体でみると、「まあ満足している」という意見が最も多く55.7%でした（図19参照）。また、「非常に満足している」と合わせると、およそ6割の人が公園・広場に対して満足していることが分かりました。

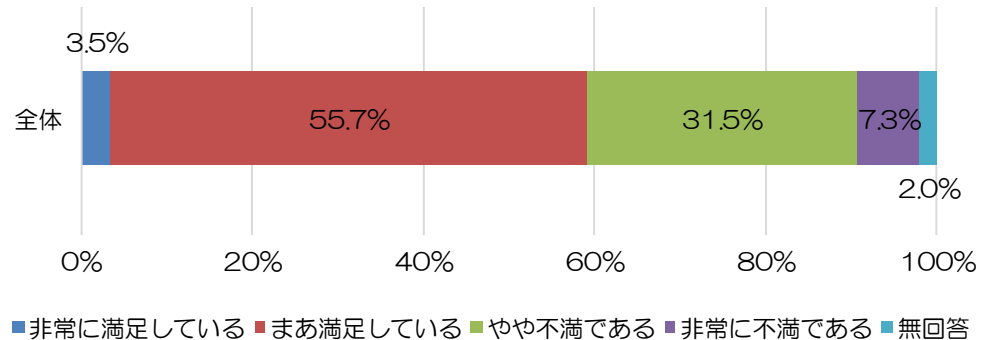


図19 公園・広場の満足度

③公園に不満の理由

②に回答した人のうち、「やや不満である」または「非常に不満である」と回答した人の理由は以下の通りです（図20参照）。

公園・広場に不満の理由として最も多かったのは公園・広場の大きさに対する意見であり、全体の47.2%でした。また、公園・広場の数が少ないという意見も多く、全体の39.9%でした。

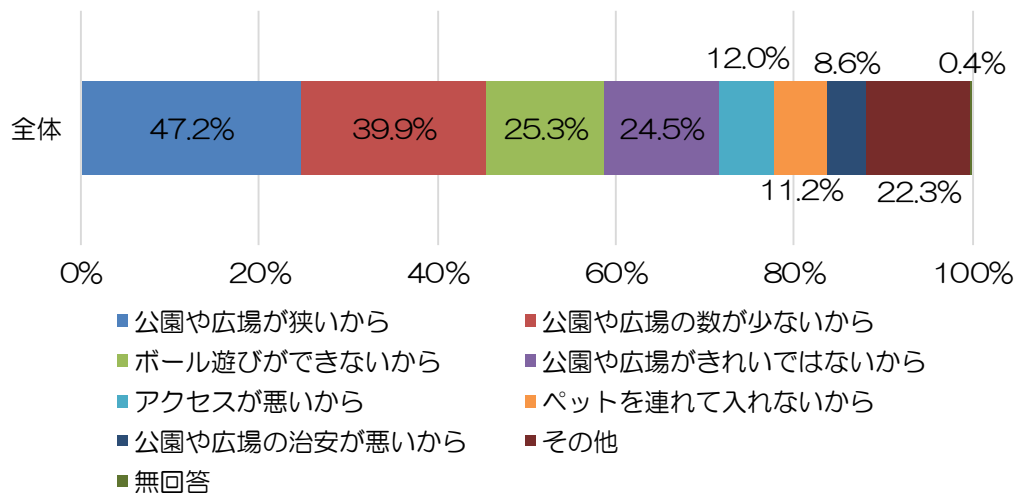


図20 公園・広場に不満の理由

(7) 公園担当所管の対応状況

現状の維持管理状況や維持管理に対する課題について、中野区公園担当所管へのヒヤリングを行いました。

指定管理者が管理を行う施設を除き、多くの植栽管理や施設の維持管理を委託等で発注している一方で、住民からの苦情や突発的な公園での事故やトラブルへの対応は中野区職員で行っています。

表 1 3 苦情内容と件数

大カテゴリ	中カテゴリ	件数
施設	遊具	4
	便所	28
	水飲み	8
	内外柵	0
	園内灯	1
	車止め	2
	時計	1
	じゃぶじゃぶ池	0
	ベンチ	0
	看板	17
	その他	32
樹木	剪定	16
	倒木	1
	枝折れ	4
	その他	14
ゴミ	粗大ゴミ	34
	家電リサイクル	12
	普通ごみ	23
カラス	巣撤去	8
	その他	11
園路 広場	段差	2
	清掃・除草	14
	その他	63
放置車両	撤去件数	39
	札付け	15
病虫害	毛虫	0
	蜂	1
	その他	1
給排水	漏水	0
	詰まり	0
	その他	0
その他	その他	10

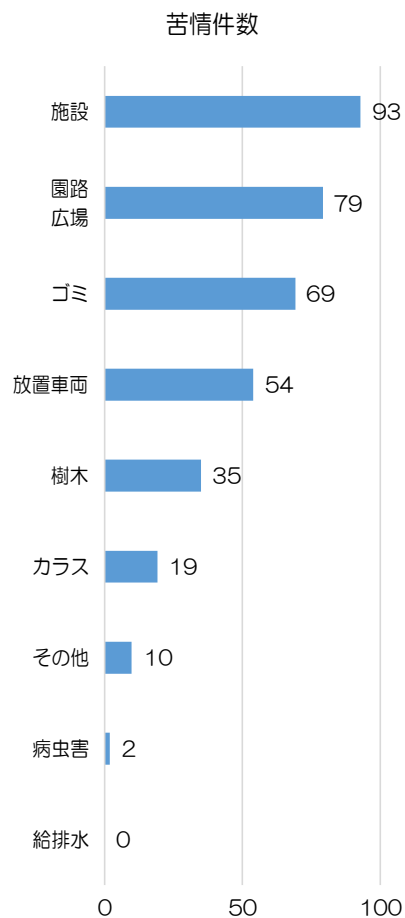


図 2 1 苦情内容と件数

3. 全国的な公園の維持管理状況について

標準的な公園管理の実態を把握するためには、全国的なアンケート調査等を実施し、維持管理の実態を把握する必要があります。

今回は、日本公園緑地協会で実施されたアンケート調査等を基に整理しました。

(1) 各都市の維持管理状況について

「平成27年度 全国中核市等における公園緑地の課題に対する調査研究 報告書」を参考に、全国的な公園緑地の維持管理の実態を整理しました。

【アンケート調査の実施概要】

①アンケート調査対象都市

本調査は、中核市、旧特例市、県庁所在都市、東京都23区に該当する110都市に対し、アンケート調査票を送付した。

②調査年月日

平成27年9月7日から平成27年10月末日

③アンケート回答状況

アンケート回答状況は以下の通りである。

回答都市：66都市

<内訳>

中核市：26都市

旧特例市：26都市

県庁所在地：1都市*

東京23区：13都市

*中核市・旧特例市で県庁所在地の場合は中核市・旧特例市でカウント

④回答率：60%

アンケート調査によると、多くの都市が500㎡未満の小規模公園の維持管理を直営または委託で行っています。

また、委託・工事発注の項目としては剪定が最も多く、次いで病虫害防除、除草、支障枝剪定、刈込となっており、全体として植栽の維持管理に多くの費用をかけている都市が一般的であることが分かりました（19頁：図22参照）。

中野区においても全国の中核都市と同様に、植栽の維持管理に多くの費用をかけており、全国中核都市と大きな差がないことが分かりました（8頁：図8参照）。

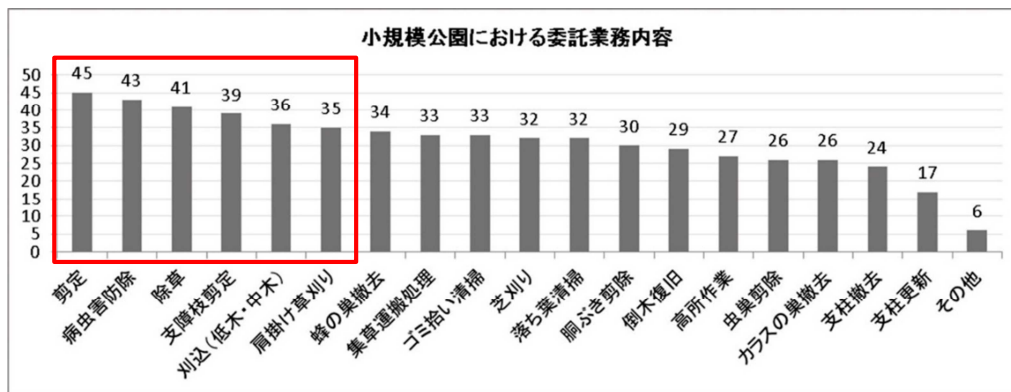


図22 小規模公園における委託業務内容

出典：平成27年度 全国中核市等における公園緑地の課題に関する調査研究報告書

コ ラ ム

～開発公園とは～

面積3,000㎡以上の開発行為を行う場合には、都市計画法第33条第1項及び第2号及び同法施行令第25条により、公園、緑地又は広場の設置が必要になります。開発公園の面積基準については、条例や要綱、手引き等により、都市計画法で定める面積より最低面積を広く設定している都市も多くあります。開発公園については、公園面積を増やす手段として有効ですが、狭小公園の増加による維持管理上の問題や利便性に対する課題も多くあり、近年では多くの自治体で公園の統廃合や機能分担に取り組もうとしています。

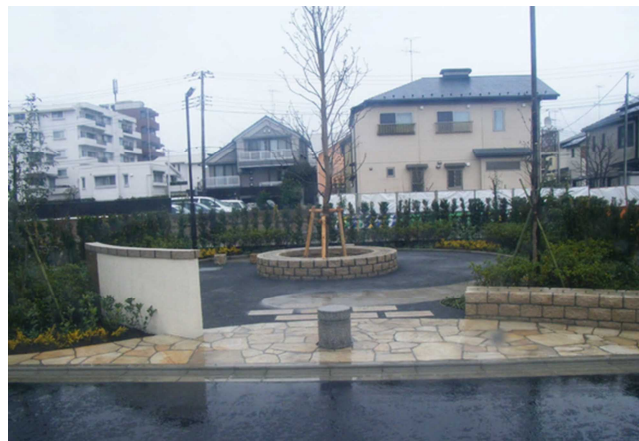


図23 かみさぎ北公園（開発公園）

（２）指定管理者制度の導入状況について

平成３０年度に公園緑地協会で実施された指定管理者制度の導入状況に関するアンケート調査結果を基に、全国的な指定管理者制度の導入状況について整理しました。

【アンケート調査の実施概要】

- ①アンケート調査対象都市：日本公園緑地協会会員の公共団体（５４２団体）
４７都道府県へ管下市町村への協力周知依頼
- ②調査年月日：平成３０年８月３日から平成３０年９月７日
- ③アンケート回答状況：６４１都市
- ④回答率：３５.９％

アンケート結果によると、回答のあった自治体のうち、およそ５１％の自治体で指定管理者制度が導入されています。

また、今後導入予定の自治体も合わせると、５６.９％となり、多くの自治体で導入が進められています（図２４参照）。

指定管理者制度の導入状況	回答数	%
①すべての公園に導入済み	56	8.7%
②一部の公園に導入済み	217	33.9%
③公園の一部区域、施設に導入済み	43	6.7%
a.②と③両方に回答した自治体	11	1.7%
④導入していないが今後すべての公園に導入予定	6	0.9%
⑤導入していないが今後、一部の公園に導入予定	32	5.0%
⑥今のところ導入は考えていない	276	43.1%
計	641	

出典：公園緑地 VOL.79 No.5 2019

図２４ 指定管理者制度の導入状況

次に、指定管理者が行う1修繕当たりの金額設定をみると、人口20万人以上の都市では50万円の設定が最も多く、次いで100万円を設定している都市が多いことが分かりました（図25参照）。

中野区においては、一部の公園（中野上高田公園、妙正寺川公園、哲学堂公園、鷺宮運動広場）にて指定管理者制度により管理を行っています。指定管理者が行う施設修繕の1修繕当たりの金額設定は、130万円以下となっています（7頁：表5参照）。

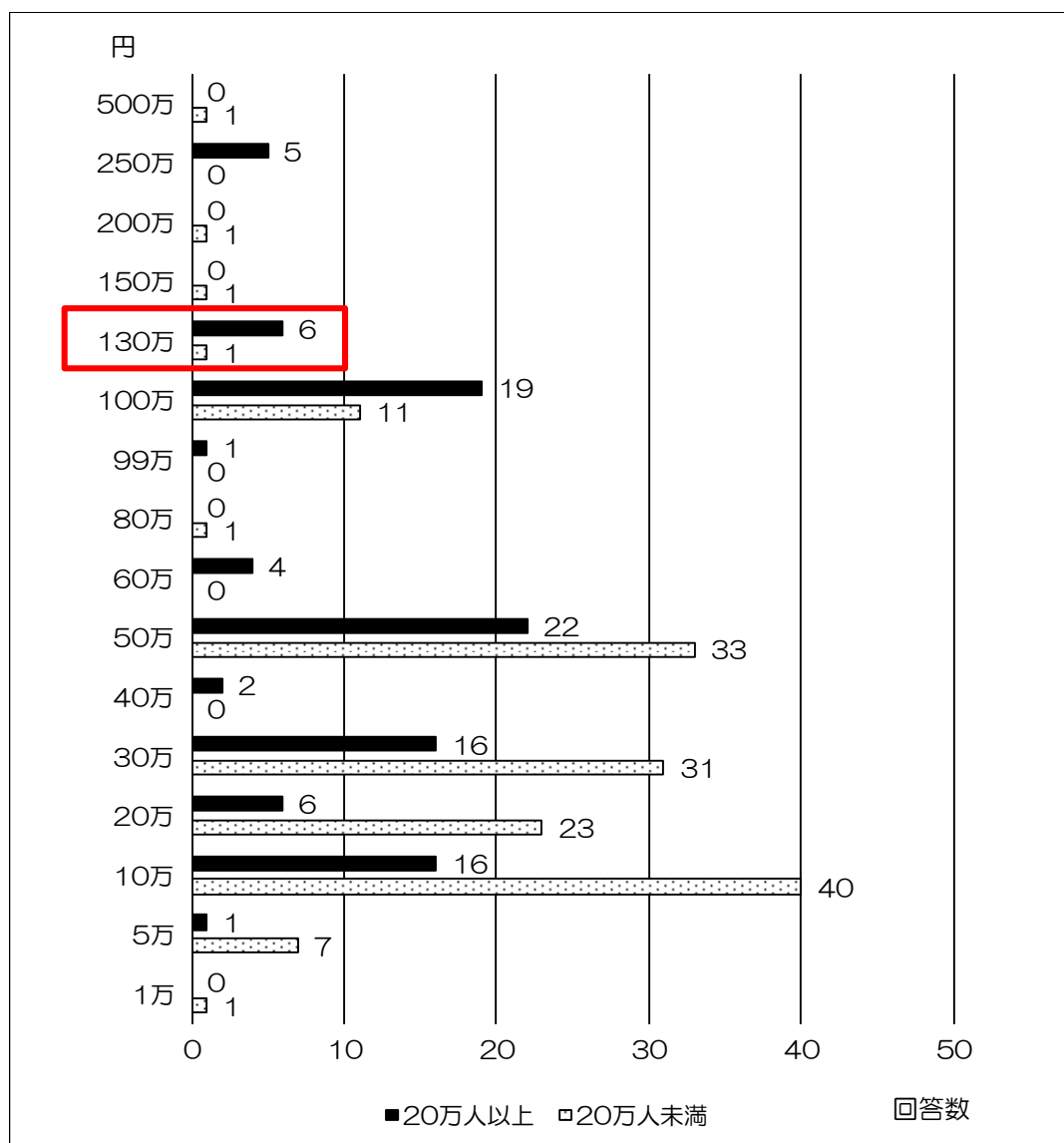


図25 指定管理者が行う施設修繕の1修繕当たりの金額設定

出典：公園緑地 VOL.79 No.5 2019

（３）他自治体との委託内容の比較

中野区の委託内容について、中野区と公園整備状況（公園整備量、一人当たりの公園面積等）が類似的な東京都内の自治体と比較を行いました。

①樹木整枝剪定等の委託

樹木の整枝剪定等の委託内容について比較を行いました（表１４参照）。

A自治体と比べると管理内容に大きな差はなく、公園箇所数や面積に応じて金額に差があることが分かりました。

表１４ 樹木整枝剪定等の委託内容の比較

自治体	中野区	A自治体
対象箇所	171公園	187公園
対象面積	356,932㎡	385,596㎡
管理内容	中・高木の剪定、切詰め、枝抜き 電線にかかった枝、折れた枝、 越境枝の除去 低木の刈込、切詰め、枝抜き、枝死の除去 切除後の保護材塗布	基本剪定、軽剪定、難剪定 支障枝剪定 ヤゴ取り、カラスの巣撤去 生垣手入（手刈、機械刈） 枯損木処理等
費用(円)	92,373,000	137,135,000
頻度	単価契約のため都度発注	単価契約のため都度発注

※費用：千円未満切り上げ

②公園警備等の委託

公園警備等の委託は各自治体の状況や公園の設置状況によって大きく異なるため、同一条件での比較が難しいですが、比較的中野区と委託内容の近い自治体との比較を行いました（表１５参照）。

B自治体と比較すると公園警備の管理内容に大きな差はないものの、B自治体の場合は公園警備に合わせて、門扉の開閉等の業務も合わせた発注をしており、契約方式も公園警備に関しては総価契約としています。中野区では門扉の開閉が必要な公園は別途委託をしており、公園警備もその都度、場所や期間等を指定して行っています。

表１５ 公園警備等の委託内容の比較

自治体	中野区	B自治体
対象箇所	117箇所	9箇所（必要に応じて別途指定する公園等あり）
管理内容	公園を巡回し、禁止行為、迷惑行為、 不正利用等に対して中止させるか又は注意指導 不法定住者に対する火器禁止、 荷物整理等の注意指導 不審者の行動監視及び注意指導 巡回中の不審物、施設破損、倒木の確認	公園の巡回警備 ※別途公園の門扉の開閉、 だれでもトイレ利用者による緊急通報への対応 トイレトイレットペーパーの補充等も含む
費用(円)	23,879,000	21,924,000
契約方式	単価契約	総価契約 ※門扉の開閉等の一部業務は単価契約
頻度	予定回数としては366日	1日5回以上巡回

※費用：千円未満切り上げ

③公園内清掃等の委託

公園内の清掃等の委託内容について比較を行いました（表16参照）。C自治体と比較すると管理内容に大きな差は見られませんでした。D自治体では草刈も合わせて委託しているなどの違いがありました。

委託費については中野区が高い傾向にあります。管理内容や箇所数、清掃面積に応じた増加であるため、全体として大きな差は見られませんでした。

表16 公園内清掃等の委託内容の比較

自治体	中野区	C自治体	D自治体
対象箇所	150公園	92公園	83箇所（緑道含む）
対象面積	228,136㎡	91,612㎡	350,307㎡
管理内容	園内のごみ拾い清掃 砂場内の表面清掃、ゴミの除去 発生したごみの分別と搬出	園内のごみ拾い清掃 砂場内の表面清掃、ゴミの除去 発生したごみの分別と搬出	園内清掃、草刈
費用(円)	223,082,000	141,701,000	87,423,000
頻度	単価契約のため都度発注 中野上高田公園のみ原則年4回 （12月、1月それぞれ2回）	単価契約のため都度発注 週2～5回 （公園により異なる）	清掃：1～2回/週（年87回） 草刈り：年2回

※費用：千円未満切り上げ

④便所清掃の委託

便所清掃の委託内容について比較を行いました（表17参照）。E自治体、F自治体と比較すると管理内容に大きな差は見られませんでした。

清掃頻度に関してはE自治体とF自治体は1日1回以上行っており、中野区よりも清掃頻度が高いことが分かりました。しかしながら、中野区では利用頻度が高い公園については清掃回数を増やしているため、それらを勘案すると清掃頻度についても他自治体と大きな差は見られないことが分かりました。

表17 便所清掃等の委託内容の比較

自治体	中野区	E自治体	F自治体
対象箇所	113箇所	120箇所	45箇所
管理内容	床面の清掃 便器の清掃 その他手洗い器等の清掃 タンク等の漏水・排水の詰まりの 小修理 集積ゴミ類の処理 トイレトーパー点検交換	日常清掃の他、定期清掃・特別清 掃も実施	日常清掃（365日） 便所内のごみの処分 トレットペーパーの補充 タンク等の漏水・排水の詰まりの 小修理 定期清掃（時期は区と協議）
費用(円)	32,287,000	53,220,000	9,826,000
頻度	原則2日に1回 （利用頻度が高いところは1日1 ～3回）	1日1回または1日2回	1日1回

※費用：千円未満切り上げ

4. 他自治体と比較した中野区の標準的な公園維持管理

中野区は主に外部委託、指定管理者制度を併用して公園維持管理を行っており、全国的な公園管理の体制と大きな差がないものと思われます。

また、維持管理の状況として、中野区では清掃や植栽管理（剪定、除草、草刈等）が執行額の5割近くを占めていますが、全国的な公園維持管理の委託業務内容においても多くが植栽管理であり、標準的な公園の維持管理を行っています。

今後の展開としては、全国的な公園管理における重要な課題でもある大径木や植栽管理の対応や施設の老朽化に対する対応が考えられます。

5. 中野区の公園維持管理の評価・まとめ

(1) 評価・まとめ

①中野区の公園概要

- ・整備されてから40年以上経過した公園が5割以上を占めており、今後施設の修繕や更新が必要な施設が増える可能性が高い。
- ・維持管理費は樹木の整枝、剪定や除草、草刈等植栽に関する費用が最も高く、全体の維持管理費のおよそ5割を占めている。
- ・国営公園や都立公園を有しておらず、比較的規模の小さい公園が多い。
- ・街区公園やポケットパーク等の小規模な公園を多く有しているが、植栽、遊具、トイレ、じゃぶじゃぶ池等が設置されている公園は維持管理費の㎡単価が高い傾向にある。

②中野区区民意識調査

- ・区民の7割近くがほとんど公園を利用していない。
- ・区民のおよそ4割は、公園に満足しておらず、区民意識として、公園の数や規模に対する不満の声が多い。

③担当所管の対応状況

- ・公園施設の苦情としてはトイレに関する苦情が多い。
- ・公園内のゴミに関する苦情が多い。
- ・ボール遊びがしたいという意見がある一方で、ボールの飛び出しやフェンスにぶつかる音への苦情、歩行者にボールが当たるなどのトラブルがある。
- ・公園内にペットを連れて入りたいという意見がある一方で、一部の飼い主のマナーの悪さから園路以外の草地でのリードを外した遊ばせ方への苦情は多い。また、ペットの糞や遊ばせ方についての苦情もある。

④他自治体との比較

- ・全国の中核都市においても中野区と同様に、植栽の維持管理に多くの費用をかけている。
- ・樹木整枝剪定、公園警備、公園内清掃、便所清掃について他自治体との委託内容の比較では大きな差は見られず、中野区は標準的な維持管理委託を行っている。
- ・指定管理者制度については5割以上の自治体が導入しており、一部では全ての公園に導入している自治体もあった。

(2) 評価・まとめの課題に対する対応表

評価・まとめから見えた課題等について、中野区として求められる対応とこれら検討にあたって、有用と思われる他自治体の取り組み状況を紹介します。

評価・まとめ		公園維持管理に 求められる方向性 →28頁	公園維持管理に 求められる具体的事例 →29頁
中野区の公園概要	整備されてから40年以上経過した公園が5割以上を占めており、今後施設の修繕や更新が必要な施設が増える可能性が高い。	③施設の老朽化 に対する対応	○公園施設長寿命化対策支援事業を用いた公園施設の整備
	維持管理費は樹木の整枝、剪定や除草、草刈等植栽に関する費用が最も高く、全体の維持管理費のおよそ5割を占めている。	①維持管理の 効率化 ②植栽管理の 効率化	○公園維持管理マニュアルの作成 ○樹木・植栽の維持管理計画
	国営公園や都立公園を有しておらず、比較的規模の小さい公園が多い。	⑤小規模公園の 計画的な管理	○小規模公園の効果的な維持管理の検討
	街区公園やポケットパーク等の小規模な公園を多く有しているが、植栽、遊具、トイレ、じゃぶじゃぶ池等が設置されている公園は維持管理費の㎡単価は高い傾向にある。	⑤小規模公園の 計画的な管理	
中野区区民意識調査	区民の7割近くがほとんど公園を利用していない。	区民利用促進、満足度を向上させるための取り組み	○公園維持管理マニュアルの作成 ○小規模公園の効果的な維持管理の検討
	およそ区民の4割は、公園に満足しておらず、区民意識として、公園の数や規模に対する不満の声が多い。		

担当所管の対応状況	公園施設の苦情としてはトイレに関する苦情が多い。	→	④計画的なトイレの整備・更新	○計画的なトイレの整備・更新
	公園内のゴミに関する苦情が多い。	→	定期的な清掃管理	
	ボール遊びやペット同伴の要望もある一方、騒音、マナーに関する苦情、トラブルもある。	→	公園利用ルールの整備	
他自治体との比較	全国の中核都市においても中野区と同様に、植栽の維持管理に多くの費用をかけている。	→	①維持管理の効率化 ②植栽管理の効率化	○公園維持管理マニュアルの作成 ○樹木・植栽の維持管理計画
	樹木整枝剪定、公園警備、公園内清掃、便所清掃について、他自治体との委託内容の比較では大きな差は見られず、中野区は標準的な維持管理委託を行っている。	→		
	指定管理者制度については5割以上の自治体が導入しており、一部では全ての公園に導入している自治体もあった。	→	⑤小規模公園の計画的な管理 ○民間活力の活用	○小規模公園の効果的な維持管理の検討 ○民間活力

(3) 公園維持管理に求められる方向性

現状の課題や区民ニーズに対応していくためにも、以下の内容を検討することが有用と思われます。

①維持管理の効率化

中野区では外部委託と指定管理者制度を併用して公園維持管理を行っています。一方で、指定管理者施設を除いては、突発的なトラブルや苦情などは中野区職員が直接対応しています。効率的かつ効果的に維持管理を行い、サービスの向上を図ることが有用と思われます。

②植栽管理の効率化

公園内の植栽管理は全国的にも最も維持管理費がかかっており、中野区も例外ではありません。樹木の維持管理は多くが事後保全型の管理を行っていますが、今後は計画的かつ効果的な予防保全型の管理を行っていくことが有用と思われます。

③施設の老朽化に対する対応

中野区の公園は開園後40年以上経過した公園が5割以上を占めており、多くの公園施設が老朽化しています。再整備は着々と進められていますが、今後はより多くの更新費や修繕費がかかることが予測されます。

限られた予算のなかで、安全性や利便性を高めるためにも計画的な施設の更新や修繕が有用と思われます。

④計画的なトイレの整備・更新

中野区の公園には100箇所以上のトイレが設置されていますが、多くのトイレが老朽化しています。

公園施設の苦情としてはトイレに関する苦情が多く、計画的にトイレの整備・更新を行っていくことが有用と思われます。

⑤小規模公園の計画的な管理

中野区には小規模な公園が多くあるため、全体の維持管理費についても街区公園やポケットパークに多くの維持管理費がかかっています。

一方で、中野区区民意識調査から、区民のニーズとは合致しておらず、多くの人が公園を利用していないという課題もあります。

また、近年、中野区では、広町みらい公園や平和の森公園の整備など大規模公園の整備が進んできたという状況もあります。

小規模公園については、区民ニーズを踏まえたうえで、魅力向上の取り組みや統廃合等の公園整理など、公園のあり方を検討していくことが有用と思われます。

6. 公園維持管理に求められる具体的事例

(1) 方向性「①維持管理の効率化」に対する具体的事例

○公園維持管理マニュアルの作成

中野区では多くの公園維持管理について外部に委託を行い、管理しています。一方で、指定管理者施設を除いては、突発的なトラブルや公園に関する苦情といった問題は中野区職員が直接対応しています。

今後、職員が行っている作業の効率化を図る上でも、また民間活力を活かした委託や指定管理者による運営をする上でも、公園維持管理の標準的なマニュアルを作成することで、効率的かつ効果的に維持管理を行うことができ、サービスの向上が図れます。

・取り組んでいる自治体

自治体名	名称	策定年
大阪市	公園施設安全管理要領（改訂版）	平成30年

大阪市では公園施設の日常点検として、「公園施設安全管理要領」を作成することにより、施設の日常的な点検の効率化を図っています。

【公園施設管理の心構え】

安全な公園の施設管理を行うには、全職員が常に次の心構えを認識し点検に従事すること。

安全についての心構え

- 全職員が点検者、市民の安全確保を最優先に行動する。
- 危険を見抜く知識の向上とスキルアップに努める。
- 市民の通報には誠意を持って対応し現場を確認する等速やかな行動をとる。
- 市民が安心して利用できる「事故ゼロ」の公園をつくる。

点検にあたっての心構え

- 「こども目線」「親の気持ち」で点検する。
- 迷った場合は、使用禁止にする。
- 点検は一施設ごとに順番に行い、不具合があれば少なくとも応急処置をやりきり、同一公園内とはいえ不具合を残したまま、他の施設に移動しない。

【概要】

大阪市では、子どもの遊びの重要性、役割、公園の遊び場で遊ぶことの意義、特徴を明確化し、遊戯の安全に対する基本的な考え方を「リスク」と「ハザード」に分け、想定される事故の要因や処理フローを作成することにより安定したサービスの向上・安全性の確保がなされています（図26、図27参照）。

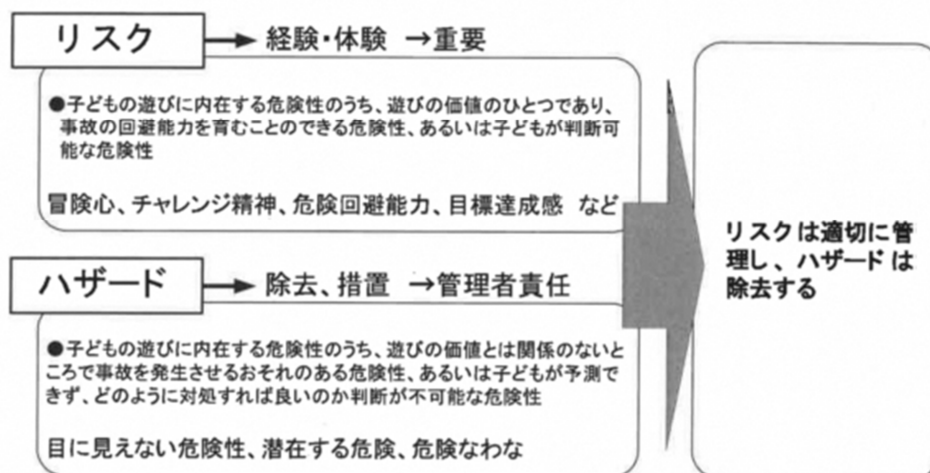


図26 リスクとハザード

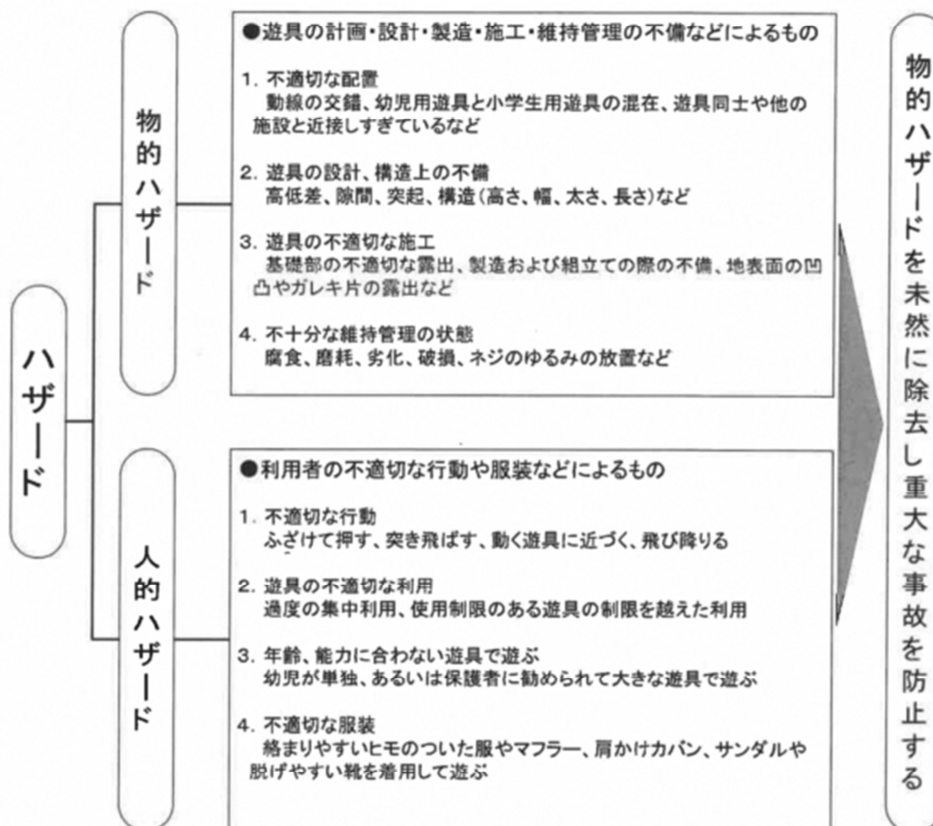


図27 ハザードの分類

（２）方向性「②植栽管理の効率化」に対する具体的事例

○樹木・植栽の維持管理計画の策定

中野区での公園の日常的な維持管理費に係る費用のおよそ５割が樹木や植栽に関連する費用です。公園内での樹木の維持管理は公園の景観性だけでなく、公園内の清潔さや防犯性を高める上でも重要であるため、今後も管理していくことが大切です。

一方で、効率的・低コストに樹木や植栽の維持管理を行っていくためにも、樹木・植栽の維持管理計画を策定し、計画的な樹木・植栽の維持管理を行っていくことが有用と思われます。

・取り組んでいる自治体

自治体名	名称	策定年
鎌倉市	鎌倉市緑地維持管理計画	平成３０年

鎌倉市では、平成２８年３月に「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画」を策定し、道路、橋りょう、トンネル、河川、公園、緑地、下水道等の社会基盤施設（以下、「インフラ」という）の管理において、予防保全型管理と事後保全型管理を効果的に組み合わせ、計画的かつ効率的な維持・管理・補修・更新・運営を行うことで、財政負担の抑制と平準化を図り、将来にわたりインフラに求められる機能や役割を果たすことで、「市民の安全・安心を守り、市民生活を支え続ける」ことを目指しています。

鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画に基づく鎌倉市緑地維持管理計画では、鎌倉市が管理する緑地について、安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減の観点から、予防保全型管理による長寿命化対策を含めた計画的・効率的な管理を図るため、予防保全型管理への転換と防災対策の視点による計画的な緑地の維持管理を目指し、緑地維持管理計画を策定しています。

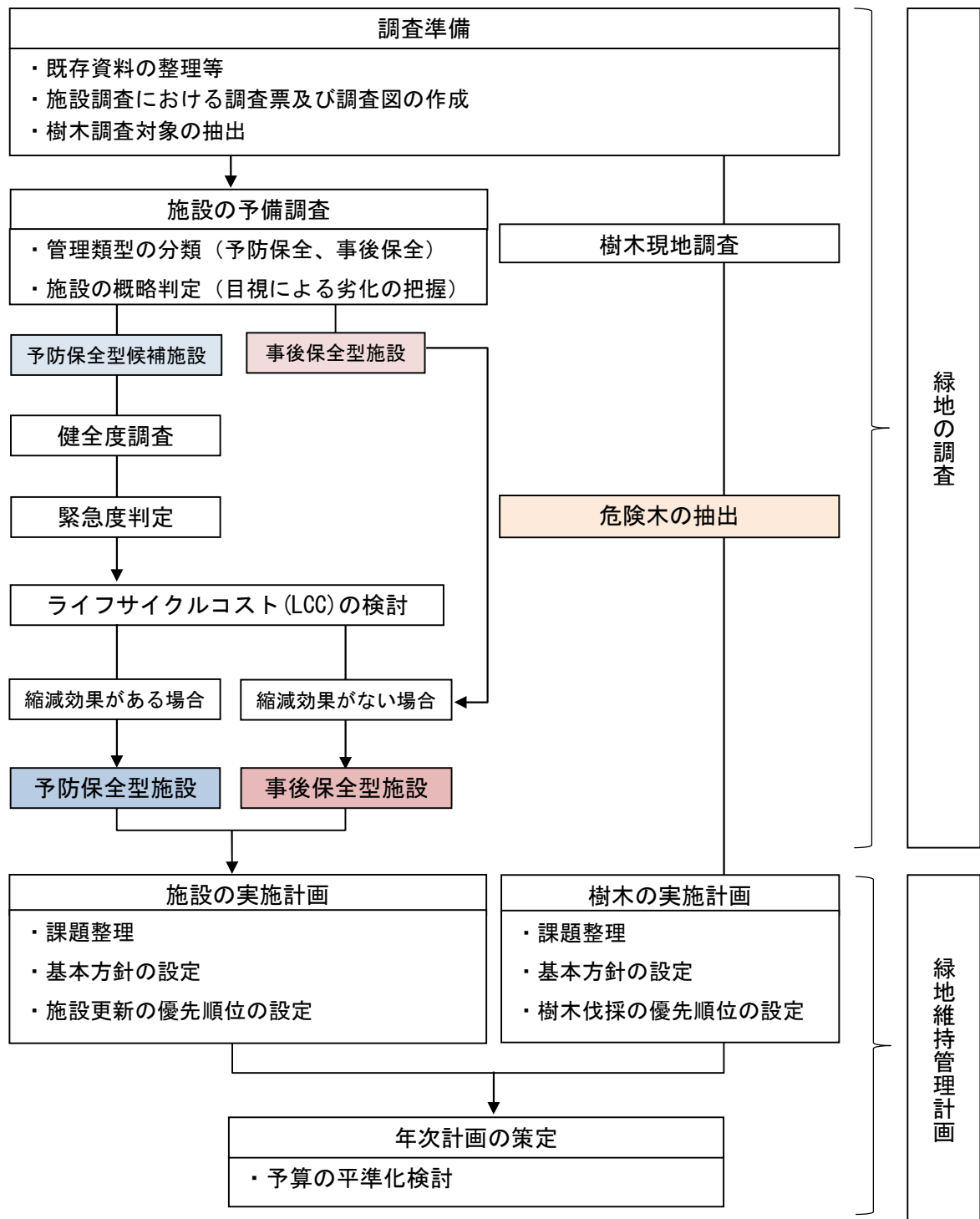


図28 計画策定のフロー図

（３）方向性「③施設の老朽化に対する対応」に対する具体的事例

○公園施設長寿命化対策支援事業を用いた公園施設の整備

中野区では多くの公園施設が老朽化しており、今後施設の修繕費や更新費が膨らんでいくことが予測されます。

現状では公園施設長寿命化計画を策定し、遊具の計画的な修繕・更新を行っておりますが、今後は対象施設の範囲を拡大し、より多くの施設を計画的に修繕・更新し、施設に係る維持管理費のコスト低減を図ることが重要です。

・公園施設長寿命化対策支援事業の交付要件

①面積要件

原則として面積2ha以上の都市公園における施設の改築を対象とする。なお、都市公園事業における防災公園に該当する都市公園については、防災公園の面積要件を適用する（2ha未満の防災公園において、平成28年度以降に事業に着手するものについては、地域防災計画等に位置づけられた機能に必要な施設に限る）。ただし、遊戯施設については、これを適用しない。

②総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が1.5百万円（都道府県事業は3.0百万円）×計画年数以上であるもの。

・具体的な適用例

公園施設長寿命化対策支援事業を適用するためには面積要件を満たす必要があるため、中野区では該当する公園は平和の森公園、哲学堂公園、中野四季の森公園となります（図29参照）。

大規模公園には多くの一般施設や建築物、土木構造物があるため、こうした施設を計画的に修繕・更新していくことにより、施設に係る維持管理費のコスト低減を図れることや公園施設長寿命化対策支援事業を適用することにより交付金を活用しながら施設の改築を行うことができます。

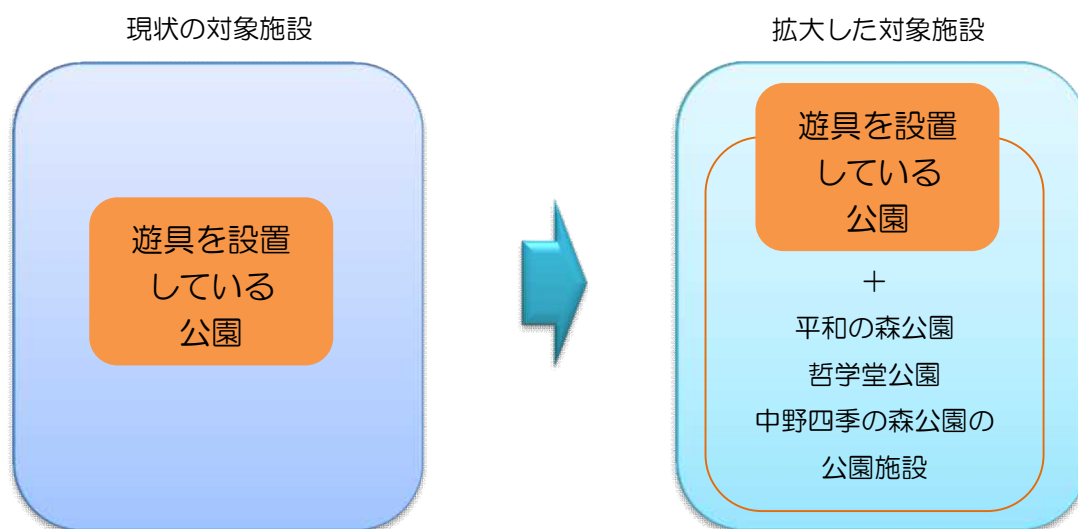


図29 公園施設長寿命化対策支援事業の適用のイメージ

・取り組んでいる自治体

自治体名	名称	策定年
多摩市	公園施設長寿命化計画	平成 30 年 5 月

【計画対象施設】

多摩市では計画的な施設更新を行っていくため、特に安全確保が必要となる施設を最優先としており、街区公園・都市緑地の遊具を対象として年次計画を策定します。

また、近隣公園・地区公園・総合公園は公園規模が大きいことや利用頻度が高いことから調査対象施設全てを計画対象としています（表 18 参照）。

また、年次計画策定にあたっては、遊具の更新については地区ごとに優先順位を設定し、効率的に更新を図るような取り組みを行っています（35 頁：図 30 参照）。

表 18 公園種別ごとの計画対象施設一覧

公園種別	計画対象施設
街区公園・都市緑地	遊具施設
近隣公園・地区公園・総合公園	調査対象施設全て

【更新する地区及び公園】

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)
街区公園 都市緑地	D判定施設	D判定施設 連光寺地区	連光寺地区 愛宕地区 関戸地区	和田地区 落合地区	落合地区
近隣公園 地区公園 総合公園	D判定施設 多摩東公園		D判定施設 落合南公園	多摩中央公園	
	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)	平成38年度 (2026年度)	平成39年度 (2027年度)
街区公園 都市緑地	諏訪地区 永山地区	永山地区 聖ヶ丘地区	聖ヶ丘地区 桜ヶ丘地区 豊ヶ丘地区	豊ヶ丘地区 鶴牧地区	東寺方地区 貝取地区 馬引沢地区
近隣公園 地区公園 総合公園	多摩中央公園	並木公園 諏訪南公園 乞田・貝取 ふれあい広場 公園 一ノ宮公園	連光寺公園 原峰公園	原峰公園 貝取南公園	貝取南公園 豊ヶ丘南公園 愛宕東公園
	平成40年度 (2028年度)		平成41年度 (2029年度)	平成42年度 (2030年度)	平成43年度 (2031年度)
街区公園 都市緑地	唐木田地区 一ノ宮地区 落川地区	百草地区 中沢地区	山王下地区 南野地区 乞田地区		
近隣公園 地区公園 総合公園	愛宕東公園 宝野公園		宝野公園 奈良原公園	奈良原公園 馬引沢南公園 鶴牧東公園	鶴牧東公園 中沢池公園
	平成44年度 (2032年度)	平成45年度 (2033年度)	平成46年度 (2034年度)	平成47年度 (2035年度)	平成48年度 (2036年度)
近隣公園 地区公園 総合公園	中沢池公園 和田公園 多摩川公園	貝取北公園 大谷戸公園	大谷戸公園 鶴牧西公園	鶴牧西公園 関戸公園 豊ヶ丘北公園	豊ヶ丘北公園
	平成49年度 (2037年度)	平成50年度 (2038年度)	平成51年度 (2039年度)	平成52年度 (2040年度)	平成53年度 (2041年度)
近隣公園 地区公園 総合公園	一本杉公園	一本杉公園	一本杉公園	天王森公園 永山北公園	永山南公園

※ コロナ禍の財政状況により当初の計画から変更する予定あり

図30 更新施設の年次計画

（４）方向性「④計画的なトイレの整備・更新」に対する具体的事例

○計画的なトイレの整備・更新

中野区には公園内だけで１００箇所以上のトイレが設置されています。多くのトイレが竣工時に設置されたものであり、施設の老朽化やトイレの移動円滑化（バリアフリー化）に対する対応が有用と思われます。

こうした中、既存の公園トイレのリニューアルや再配置を検討していくために、トイレの整備指針を作成している自治体が増えています。

また、トイレの配置については、近年では民間施設等でも代替トイレとして利用できる施設も多くあり、必ずしも中野区全体を公共トイレでカバーする必要がなくなってきました。

平成１８年７月に東京都福祉のまちづくり推進審議会で作成された「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」によると、従来では公共トイレとして捉えられていなかったコンビニエンスストアやガソリンスタンド、チェーン展開をしている商業店舗等も含めた適正配置の考え方を示しており、トイレの適正配置を効果的に推進するために、様々な事業者と中野区が協働で取り組むことが必要です。

・取り組んでいる自治体

①文京区

ア整備指針の作成

自治体名	名称	策定年
文京区	公衆・公園等トイレの整備方針	平成 29 年 3 月

【概要】

文京区内 71 箇所の公衆・公園等トイレのうち、施設の老朽化への対応や便器の洋式化、バリアフリー対応等が必要なトイレについて、基本的な整備の方針を定めています。

【基本方針】

今後の公衆・公園等トイレの整備における課題を整理し、文京区内の公衆・公園等トイレの整備を進めていく上で柱となる基本方針を次のように設定し、基本方針の実現に向けた施策を示しています。

- 基本方針 1 いつでも誰にでも優しいトイレづくり
- 基本方針 2 安全で安心なトイレづくり
- 基本方針 3 景観に配慮したトイレづくり
- 基本方針 4 環境に配慮したトイレづくり
- 基本方針 5 スピーディで経済的なトイレづくり

イ施設配置状況

文京区では、公衆トイレの配置状況について通常時と震災時で誘致圏を想定しています。

【通常時】

通常時における公衆トイレへの移動について、10分以内に利用できることを想定した場合、1箇所の公衆トイレが持つ誘致圏は半径500m程度であり、公衆トイレでカバーできていないエリアを公園トイレ等で補うと、文京区内全域をほぼカバーしています。

【震災時】

震災時には、帰宅困難者の多くが、文京区内の主要な幹線道路沿いの公衆トイレを利用すると想定した場合、各トイレ間の距離を6km以下※とすると、現状の配置で一定の役割を果たしているといえます。一部の通りについては、公衆トイレが配置されていませんが、代替トイレとして利用できる施設があるか、接続している通りの公衆トイレが利用できます。

※ 各トイレ間の距離については、人の排尿間隔が約3～4時間であることから、徒歩2時間程度の間隔での設置を目安とする場合、歩行速度を毎分50mとすると、 $50(\text{m/分}) \times (60 \times 2)(\text{分}) = 6,000(\text{m})$ となり、6km以下の距離となります。

②板橋区

ア整備指針の作成

自治体名	名称	策定年
板橋区	公園・公衆トイレの適正配置・改修計画	平成 28 年 2 月

【概要】

公園・公衆トイレを板橋区全域に適正に配置するとともに、老朽化していくトイレの改修を計画的に実施することを目的として本計画を策定しています。

【公園・公衆トイレの改修計画】

適正配置計画に基づき、改修が可能な公園・公衆トイレについては、次の方針に基づき改修を進めていくものとします。

方針 1 老朽化したトイレから順に改修を行う

方針 2 バリアフリー化率の地域格差に配慮して改修を行う

イ施設配置の考え方

板橋区では、「公園・公衆トイレの適正配置・改修計画」において配置の方針を示しています。

【公園トイレの配置の方針】

板橋区では、公園トイレの配置の方針について新設と既設の場合に分けて定めています。

（新設の場合）

新設公園の周辺 250m の範囲内に公園・公衆トイレがある場合、原則として公園トイレの新設はしない。

ただし、公園を新設する際、その公園の周辺に公園トイレのある面積の小さな公園が存在する場合には、既設の公園トイレを新設公園に移設することを検討する。

（既設の場合）

現在設置されている公園トイレは引き続き維持管理を行う。ただし、公園トイレを設置する上での制限により再建築が困難な公園トイレは、老朽化して建て替えが必要になる等、大規模な修理が必要になった時点で順次撤去を行う。

【公衆トイレの配置の考え方】

板橋区ではトイレの配置の考え方について災害時と観光時に重点を置き検討しています。

（誘致圏の考え方）

「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」（平成18年 東京都福祉のまちづくり推進協議会）によると、トイレの適正配置は400m～500mとなっているため、避難ルート、散策ルートから250m以内（500m円の半径）に設置されている公衆トイレは、各ルート周辺に設置されているものとして考える（40頁：図31参照）。

（災害時）

幹線道路は、災害時に帰宅困難者が帰宅経路として利用することが想定されるため、災害対策として公衆トイレの必要性がある。

「板橋区災害時帰宅困難者対策指針」では、板橋区を通るそれぞれの幹線道路のうち「中山道」、「川越街道」、「高島通り」、「環状七号線」の4路線（『避難ルート』）に重点を置いて一時滞在施設を設置していることから、この4路線について検討する。

（観光時）

観光いたばしガイドマップに『散策ルート』が記載されており、より多くの方が散歩コースとして利用することが想定されるため、公衆トイレの必要性がある。

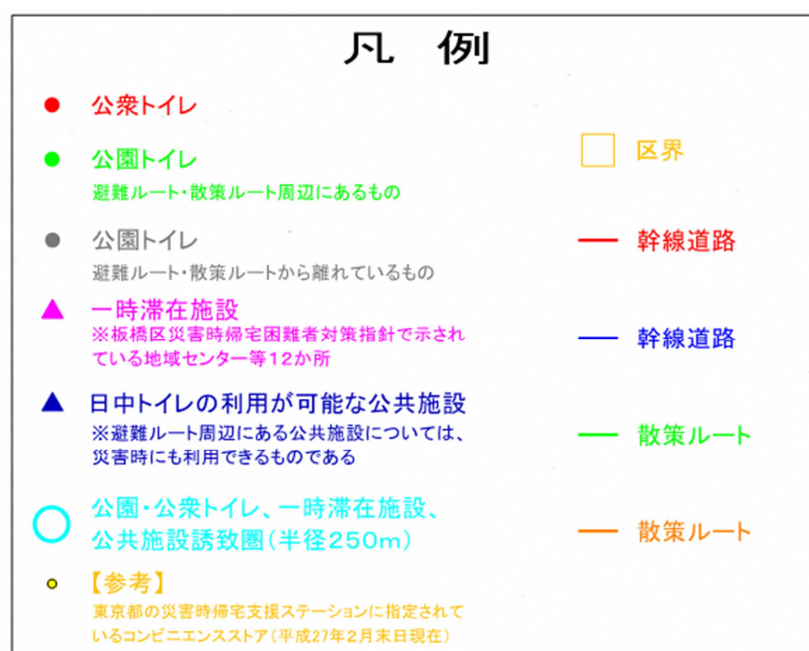
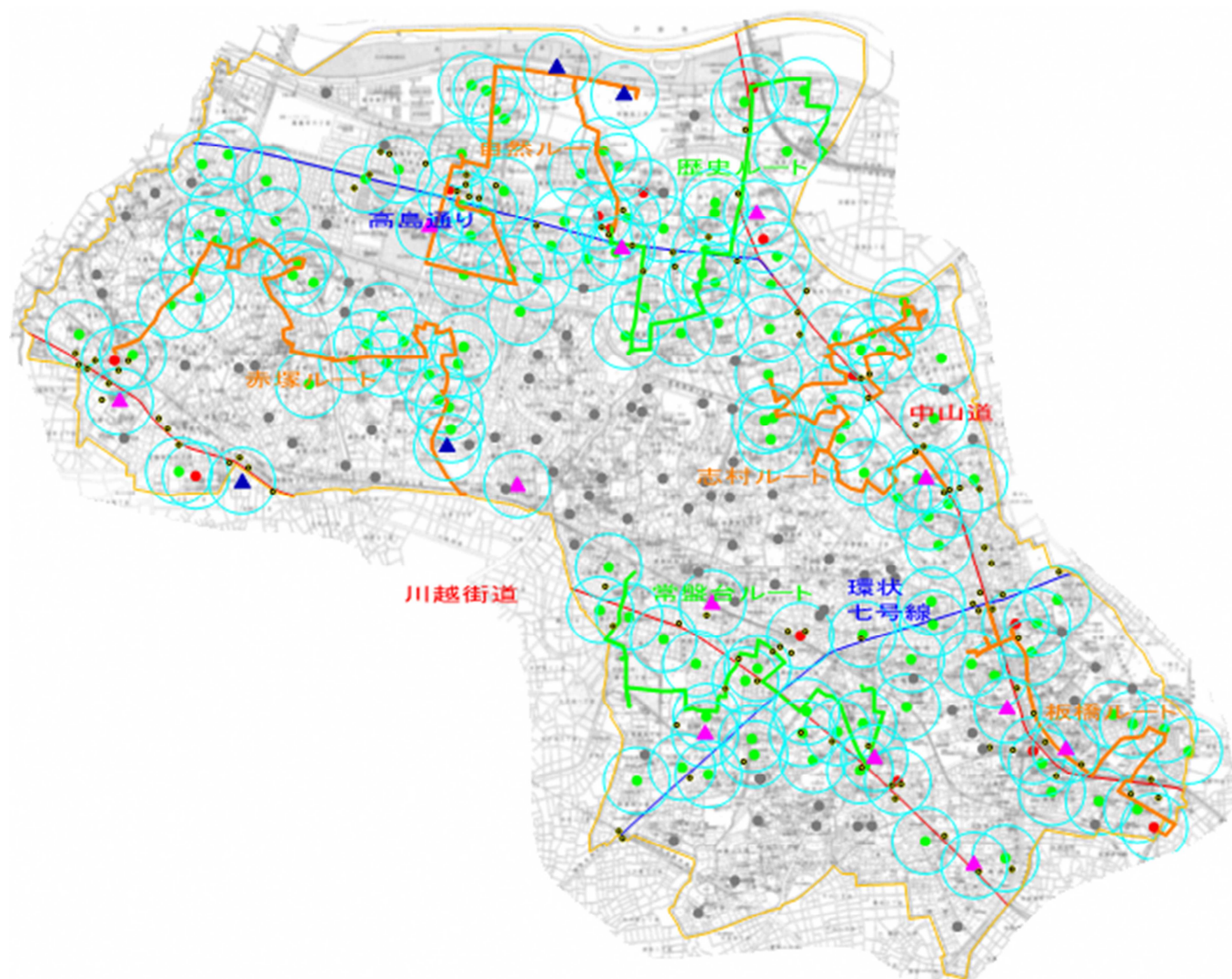


図31 トイレ配置図

③渋谷区

ア整備指針の作成

自治体名	名称	策定年
渋谷区	トイレ環境整備基本方針	平成 30 年 11 月

【概要】

【みんな】が利用しやすいトイレ環境について、さまざまな利用者の視点を踏まえて整理し、これからのトイレ環境整備の基本的な考え方を示すことを目的として本計画を策定しています。

【基本方針】

東京2020大会、観光立国への対応に向けた、国の機関等が示しているバリアフリー、ユニバーサルデザインの方向性と、「ダイバーシティとインクルージョン」の考え方を大切にする渋谷区基本構想の方向性を見据えて、インクルーシブなトイレ環境を目指しています。

そのために多様な利用者の視点に立ち、利用者ごとに必要となる配慮やそれに付随して生じる課題を踏まえ、基本方針を次の通り設定し、人種・性別・年齢・障害に関係なく、ハード面・ソフト面の両面から【みんな】が使いやすいトイレ環境を整備していきます。

- 基本方針1 多様性を受け入れるトイレ環境づくり
- 基本方針2 みんなが選べるトイレ環境づくり
- 基本方針3 みんなで育てるトイレ環境

コ ラ ム

～近年のユニットタイプのトイレ～

ひと昔前までのユニットタイプのトイレは、壁が薄く品質は高くありませんでした。しかし、近年では材料や技術の発達により、高品質でデザイン性の高いトイレが多く発売されています。

ユニットタイプのトイレの特徴は従来の現場施工型よりも工期短縮が図れ、設計も不要になるため、作業効率の向上やコストの縮減が図れます。



写真提供：株式会社クラフト

○先進的な取り組み事例

・渋谷区：公益財団法人日本財団との連携によるトイレの整備

【概要】

「THE TOKYO TOILET」プロジェクト

・2017年10月31日締結（渋谷区、公益財団法人日本財団）

「ソーシャルイノベーションに関する包括連携協定」

渋谷区基本構想の理念及び日本財団のビジョンを実現するため連携し、ソーシャルイノベーションによって社会課題の解決を図る先駆的な取り組みを支援するとともに、渋谷ならではの文化や芸術等の育成と世界への発信を目指すことを目的としている。

・2018年10月15日締結（渋谷区、公益財団法人日本財団）

「Shibuya Inclusive TOILET に関する覚書」

2020東京オリンピック・パラリンピックを契機として、真のインクルーシブ社会の実現を目指すために、性別、年齢、障害の有無を問わず、区民をはじめ渋谷区を訪れる人の誰もが快適に使用できる公共トイレを協働して設置することにより、新しい公共トイレのあり方を通して、ダイバーシティを受け入れる社会の推進を図ることを目的としている。

・2020年5月7日締結（渋谷区、公益財団法人日本財団、一般財団法人渋谷区観光協会）

「維持管理協定書」

対象トイレについて、「Shibuya Inclusive TOILET に関する覚書」に規定する目的を達成するために良好な状態で維持管理するとともに渋谷区の観光資源としての情報発信等に努めることを目的とする。

・2020年6月30日締結（渋谷区、公益財団法人日本財団、一般財団法人渋谷区観光協会）

「Shibuya Inclusive TOILET における清掃及びその他の運用に関する細目協定書」

対象トイレの維持管理の区分の詳細及び管理協議会の運用方法、協議内容等の詳細について定めている。

・渋谷区内の17カ所（公園内8カ所）に新しい公共トイレを再整備

・2020年9月までに7カ所が完成、供用開始。2021年以降に順次残り10カ所が完成予定

・著名建築家・デザイナー(安藤忠雄、隈研吾など)によりデザイン

- ・「Shibuya Inclusive TOILET における清掃及びその他の運用に関する細目協定書」に基づいて、渋谷区、公益財団法人日本財団、一般財団法人渋谷区観光協会が毎月管理協議会を開催し、将来的な清掃方法の検討を行っている。

恵比寿公園トイレ



代々木深町小公園トイレ



対象トイレ一覧



〔建築家・デザイナー一覧〕

〔建築家・デザイナー一覧〕

1. 恵比寿公園トイレ/小林純子(こばやし・じゅんこ)
2. 幡ヶ谷公園トイレ/マイルス・ベニントン(東京大学D&Aデザインラボ)
3. 西原一丁目公園トイレ/飯倉竹之助
4. 西参道公園トイレ/藤本壮介(ふじもと・そうすけ)
5. 代々木八幡公園トイレ/伊東豊雄(いとう・とよお)
6. はるのおがわコミュニティパークトイレ/飯茂(はん・しげる)
7. 代々木深町小公園トイレ/飯茂
8. 東参道公園トイレ/マーク・ニューソン
9. 神宮前公園トイレ/NIGO®(ニコゴ)
10. 神宮前公園トイレ/宮藤志郎
11. 南島松公園トイレ/藤野将
12. 7号通り公園トイレ/佐藤(さとう)カズー
13. 東三丁目公園トイレ/田村俊穂(たむら・なお)
14. 恵比寿公園トイレ/片山正通
15. 恵比寿駅西口公園トイレ/佐藤可士和(さとう・かしわ)
16. 恵比寿公園トイレ/飯文彦(まさ・ふみひこ)
17. 広尾公園トイレ/後智仁(うしろ・ともひと)

出典：「THE TOKYO TOILET」プロジェクト メディア公開 日本財団 HP より

撮影：永禮賢

【特徴】

バリアフリー ユニバーサルデザイン	各トイレは必ずだれでもトイレを設置 温水オストメイト対応
----------------------	---------------------------------

・豊島区：アートトイレプロジェクト

【概要】

- ・としまパブリックトイレプロジェクト（TPTP プロジェクト※）の一環として実施された。

※ 平成 29 年度より重点事業として掲げている「パブリックトイレの大改造」のことで、3 年を目安に豊島区内 133 箇所の公園等トイレ、公衆トイレのうち、改修等を必要とする 85 箇所の建替えまたは改修を実施するもの

- ・建替えたトイレのうち、24 箇所を地域の特性を盛り込んだデザインや、住民参加によるアートトイレに展開
- ・若手アーティストや周辺の保育園園児、区民ひろばの利用者、高齢者等多様な層が参加
- ・公園の積極的な利用や地域ボランティアによる清掃活動など、豊島区民の主体的な公園への関わり方を実現
- ・「暗い・汚い・怖い」という従来のあり方から使いやすく愛される「パブリックトイレ」への転換
- ・プロジェクトのロゴ作成、アートトイレマップ作成等情報発信やイメージアップを実現



出典：としまパブリックトイレプロジェクト としま scope HP より

【特徴】

ライフサイクル短縮	低コスト化とメンテナンス重視の仕様に変更
イメージアップ	「臭い」「汚い」「暗い」から清潔で楽しい、魅力的な空間へ変化
住民とのコミュニケーション	地域による主体的な公園への関わりへのきっかけづくり

（５）方向性「⑤小規模公園の計画的な管理」に対する具体的事例

○小規模公園の計画的な管理

中野区には2,500㎡以下の比較的小規模な公園が多く、中野区全体の都市公園のおよそ80%を占めています（3頁：図2参照）。

中野区のオープンスペースを支えている一方で、施設の老朽化や小規模のため設置できる施設が限られ、利用されにくいといった課題もあります。満足度を上げるため、民間活力を活用し、民間事業者による柔軟な発想やきめ細かいサービスによる公園の魅力の向上等に取り組んでいる自治体もあります。

また、一方で公園敷地の狭小性や維持管理上の難しさから、近年では公園の統廃合や機能分担といった考えを望む都市も多くあります。

今後、中野区においても小規模公園のあり方について検討する必要があります。

・取り組んでいる自治体

①港区

自治体名	取り組み
港区	小規模公園の包括指定管理

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や、効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理を包括的に代行させる指定管理者制度を積極的に導入しています。

港区立公園・児童遊園の管理については、5支所ごとに、公園等のグループ化を行い指定管理者制度を導入することで、維持管理レベルの向上と安全・安心の取組を強化するとともに、区民の身近な公園等としての魅力の創出を図っています。民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性等を活用することで、より効率的で効果的な管理を目指しています。

【概要】

- ・直営方式から5地区単位（芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南）グループ別包括指定管理を導入（46頁：表19参照）
- ・地域に密着した行政サービスを提供するため、支所単位で5地区にグループ化
- ・現時点で、港区全公園106園（公園49園、児童遊園57園）のうち、90園（公園36園、児童遊園54園）に導入
- ・契約期間は5年間
- ・コスト削減が第一の目的ではなく、地域密着のサービスの質向上、賑わい創出を目的とし導入

表 19 指定管理の状況（令和2年4月1日時点）

地区	管理対象		期間				指定管理者グループ
	種別	数量					
芝	公園	7	5年間	2020.4.1	～	2025.3.31	アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ
	児童遊園	11					
麻布	公園	10	5年間	2017.4.1	～	2022.3.31	アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ
	児童遊園	12					
赤坂	公園	7	5年間	2017.4.1	～	2022.3.31	かたばみ・山本・GSグループ
	児童遊園	7					
高輪	公園	6	5年間	2020.4.1	～	2025.3.31	株式会社グリーバル
	児童遊園	18					
芝浦港南	公園	9	5年間	2017.4.1	～	2022.3.31	アカネ・ハリマ・イビデングループ
	児童遊園	2					

②西東京市

自治体名	取り組み
西東京市	小規模公園も含めた一括指定管理による公園づくり

西東京市には住宅地に小規模な公園がありますが、市内最大の面積を有する西東京いこいの森公園を中心に一定の区域を定め、大小様々な公園を一括して指定管理者制度を導入しています（４８頁：表２０，４８頁：図３２参照）。

指定管理者制度の導入にあたっては、民間活力を活用した、民間ならではの柔軟な発想による公園の魅力向上や市民協働の推進のほか、小規模公園や緑地に係る維持管理経費等の財政負担の軽減を図ることなどを目的としています。

【概要】

民間の柔軟な発想・企画力を活かせる仕組みづくりを行い、営利事業の実施も可能としており、一括指定管理のメリットを生かして、各公園の特徴を踏まえ、連携させるスケールメリットを活かした企画事業などにも取り組んでいます。

また、指定管理者による市民協働事業の積極的な推進を行っています。

【自主事業の目的】

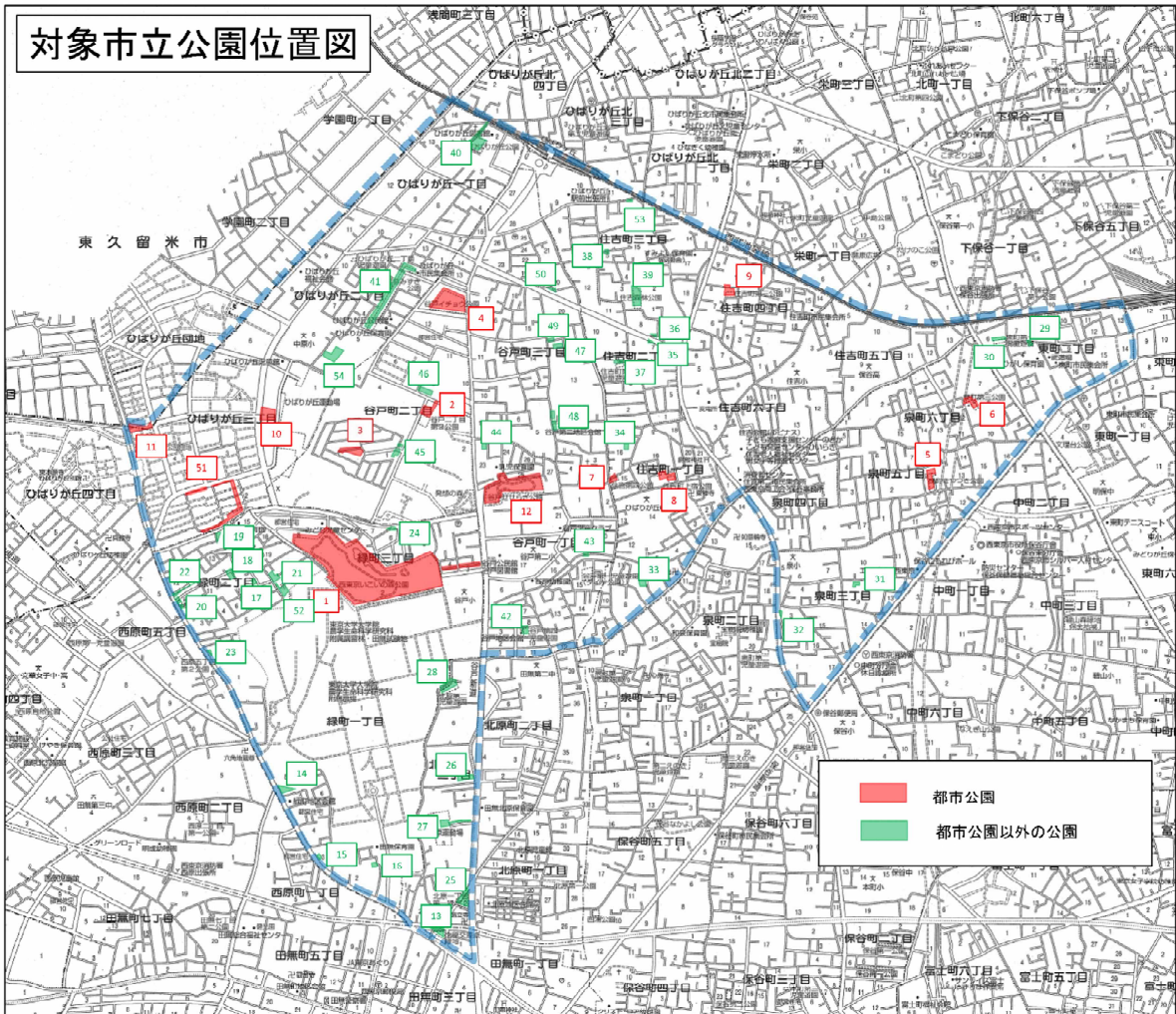
- ・西東京いこいの森公園等の賑わい創出
- ・「健康」応援都市における健康づくりに関する事業
- ・飲食提供による公園施設の活性化
- ・市民との協働推進
- ・伝統や文化の継承
- ・利用者サービスの向上
- ・施設改善やマナー啓発 等

【主な自主事業】

- ・健康づくりに関する事業（ランニングや体操会等）
- ・マナーアップキャンペーン（犬のしつけ方教室等）
- ・ケータリングカー等を活用した飲食の販売
- ・バーベキューコーナーのサービス提供
- ・各種イベントの実施
- ・自動販売機の設置

表20 指定管理の状況（令和2年4月1日時点）

指定管理者	代表団体：西武造園株式会社 構成団体：特定非営利活動法人エヌピーオーバース 株式会社尾林造園
契約期間	5年間（2016年4月1日～2021年3月31日）
指定管理者の主な業務	・西東京いこいの森公園管理棟の運営 ・公園施設の受付 （西東京いこいの森公園のスケート広場・セミナールーム・バーベキューコーナーの受付（予約を含む）） ・公園利用者の安全確保及び事故防止 ・樹木の剪定伐採・草刈・清掃・施設の修繕等 ・公園利用者への対応（要望や苦情等） ・自主事業の実施
対象公園数	54公園
対象公園の総面積	約8,430ha



出典：西東京市HP

図32 対象公園位置図

○先進的な取り組み事例

・豊島区：小規模公園の再生プロジェクト

【概要】

- 小さな公園活用プロジェクト
- 小規模公園の活用を通じて、地域コミュニティの活性化や地域住民の主体的な活動を促進

背景

- 豊島区には都立公園等大規模公園がなく、区民一人当たりの公園面積は、東京 23 区で一番小さい
- 内訳も 1,000m² 以下の小さな公園や児童公園が約 7 割を占める
- 豊島区内保育園の 7 割以上に園庭がなく、多くの保育園が小さな公園を子どもの遊び場として利用

事業の流れ

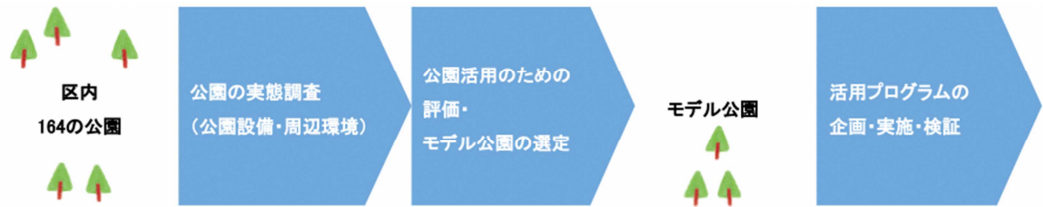


図 3 3 事業のイメージ図

出典：小さな公園活用プロジェクト としま scope HP より

公園実態調査

対象公園	調査項目	調査結果に基づく評価およびモデル公園の選定
公園	遊具	1 地域課題の有無（新旧住民の分断コミュニティなど）
区民の森	ファニチャー	2 子どもの利用状況・園庭利用状況
児童遊園	その他設備	3 近隣施設（保育園・小学校）
仮児童遊園	公園の状態	4 近隣施設（区民ひろば等地域施設）
日本庭園	公園出入口	5 区画整理・都市計画道路の整備状況
その他	公園外周	6 地域の担い手（既存/新規）
合計	利用状況	7 近隣施設（スーパー・コンビニ）
	周辺環境	8 商店街等周辺店舗
		9 花壇・土・植栽の状況
		10 ベンチの設置状況
		11 遊具の設置状況（有無・種類）
		12 土地面積
		13 トイレ（アート）状態

活用に影響すると想定される評価項目を設定、点数化を行い、モデル公園を選定

FF パートナーシップ協定（FF 協定）

- 豊島区の掲げる「わたしらしく、暮らせるまち。」を基本コンセプトに、子育て支援、健康増進、働き方改革、防災等分野ごとに行っていた様々な公民連携・協働を包括する形で、パートナーシップ協定を企業と締結
- 良品計画と FF 協定を締結し、地域コミュニティ醸成のための公共空間活用等を協働して推進



わたしらしく、
暮らせるまち。

- ・小規模公園を子育て世代にとって魅力あふれる地域コミュニティの場として再生するプロジェクトをパイロット的に開始
- ・このプロジェクトを良品計画が運営するサイト「ローカルニッポン」と、豊島区の情報発信サイト「としま scope」との連携により発信

井戸端かいぎ

- ・住民と公園を育てるという目的のもと、公園内にテント設置しワークショップを開催



出典：第1回井戸端かいぎ としま scope HP より

- ・10回以上の大小ワークショップ等を経て、公園をリニューアル

西巣鴨二丁目公園
リニューアルお披露目
「ともに育つ公園。」
はじまります。

12/14 土
13:00-15:00
【小規模決行】
同時開催：第14回 にしがも友遊まつり
(区民ひろば 西巣鴨運営協議会主催)

1 ウッドデッキと花壇がリニューアル
新たに設置されるウッドデッキと、ワークショップでみんなでデザインした花壇をお披露目。

2 子ども屋台「スティックチョコパン屋」
食品ロスと勉強中の小学生たちが調達から販売まで自分たちで企画した子ども屋台でおもてなし。

3 防災かまどでつくる「いももち」
公園に設置される防災かまどを使って炊き出し体験。簡単で美味しい芋餅をつくります。

4 みんなで話そう、井戸端かいぎ
西巣鴨二丁目公園でなにしてみたい？これからの公園の使い方をみんなで考える井戸端かいぎを開催します。赤ちゃんからおじいさん・おばあさんまで地域のみんなで楽しめるアイデア大募集!!

西巣鴨二丁目公園井戸端かいぎ
(西巣鴨子どもに育つ花壇づくりの会)
共催：豊島区公園緑地課・「わたしらしく、暮らしをまもる。」推進室、
(株)良品計画
お問い合わせ 豊島区公園緑地課 (03) 3981-0534

おたしらしく、暮らしをまもる。 NISHI RUDAMO

出典：小さな公園活用プロジェクト 西巣鴨二丁目公園 としま scope HP より

【特徴】

ソフトコンテンツ整備	可動式の遊具や机・椅子等複数の公園でシェア
ともに育つ公園	地域住民へのヒヤリングやワークショップ開催等新たな活用方法の模索
情報発信の強化	公園情報アプリ等利用者目線に立った情報・サービスづくり

（６）民間活力

ＯＰ－ＰＦＩの活用

・Ｐ－ＰＦＩとは

Ｐ－ＰＦＩは、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法である。

・Ｐ－ＰＦＩの特徴

Ｐ－ＰＦＩでは、従来の設置管理許可期間の上限が１０年→２０年まで延伸されたことや、原則２％の建蔽率に対して、公募対象公園施設等を設置する場合は＋１０％の特例がある等、民間事業者が参画しやすい特例措置が図られています。

整備に当たっては、園路や広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行い、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件としています。



図34 公募設置管理制度（P-PFI）のイメージ

・事業スキームのイメージ

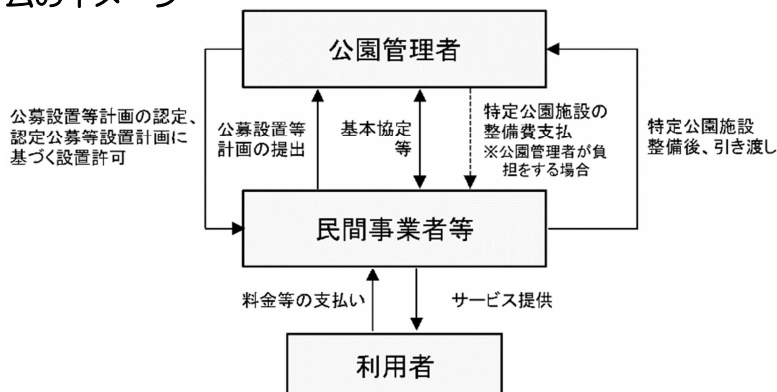


図35 公募設置管理制度（P-PFI）の事業スキームイメージ

出典：国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」

○ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の活用

・ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）とは

ソーシャルインパクトボンドとは、行政の成果連動型支払契約と民間資金の活用を組み合わせた官民連携手法の一つで、平成22年にイギリスで始まりました。

通常、行政はサービス提供者と業務委託契約を締結し、サービス提供者が提供するサービスの成果に関わらず、サービスを実施したことに対して、決まった金額が支払われます。

成果連動型支払契約では、サービス提供者が提供するサービスの成果に応じて、行政が報酬を支払います。一般的にサービスの成果は、サービス提供してすぐに出るものではなく、一定期間経過後（通常数年）に出てくる場合が多く、行政がサービスの成果を測定し、報酬を支払うまでに数年かかってしまうことになります。しかし、主なサービス提供者である社会的企業やNPO等は、十分な資金的余裕がないことも多く、支払いが数年後になるような成果連動型支払契約への対応は困難です。

そこで、サービス提供者のサービス提供費用について、民間資金提供者から資金調達を行い、行政と事前に合意した成果目標を達成できれば、後から行政が資金提供者へ成果に応じて報酬を支払うという仕組みが開発され、これがソーシャルインパクトボンド（SIB：Social Impact Bond）と呼ばれています。

・事業スキームのイメージ

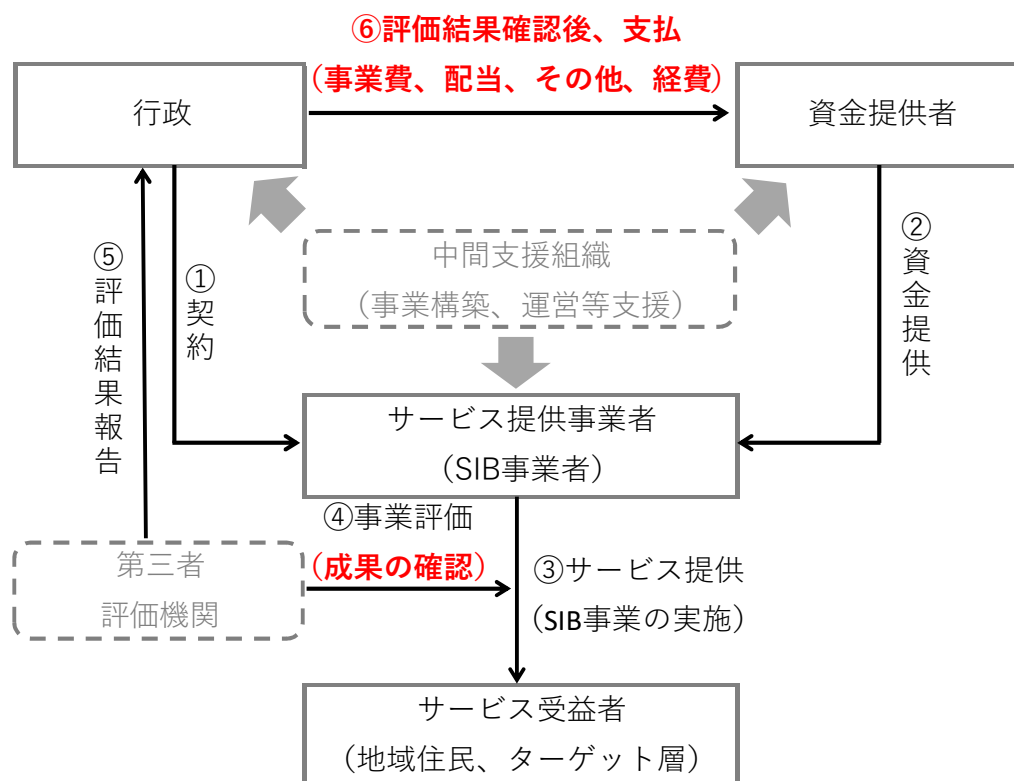


図36 SIBの事業スキームイメージ

～ 参 考 資 料 ～

(1) 公園種別について

用語	内容
街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積2ha を標準として配置する。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で1箇所当たり面積4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha 以上を標準とする。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置される。
ポケットパーク	まちかどの憩いの場又は防災活動の拠点として、面積がおおむね 50㎡以上300㎡以下で、接道状況が良好な小規模な土地を活用して設置する。 （中野区ポケットパーク条例、中野区ポケットパーク条例施行規則より定義）

(2) 対象公園一覧

平成30年度末時点

整理 番号	名称	住所	管理面積 (㎡)	公園種別	開園年月日	備考
1	あやめポケットパーク	弥生町1-1	62	ポケットパーク	平成12年9月26日	
2	あいおいポケットパーク	本町1-1	63		平成12年9月26日	
3	三角広場	鷺宮6-5	134		平成25年4月1日	
4	上鷺宮緑地	上鷺宮3-8	142		平成25年4月1日	
5	中野区弥生ポケットパーク	弥生町2-23	154		平成28年4月1日	
6	マロニエ広場	南台3-26	188		平成5年4月13日	
7	えごたばしポケットパーク	松が丘2-18	190		平成18年10月25日	
8	なかしん広場	本町3-2	210		平成24年6月1日	
9	なかのはしポケットパーク	弥生町1-26	252		平成12年9月26日	
1	やまぶき公園	中野1-31	102	街区公園	平成12年8月11日	
2	子宝公園	中野3-16	122		平成4年4月22日	
3	かみさぎ北公園	上鷺宮4-6	134		平成23年2月1日	
4	そらまめ公園	中野6-6	137		平成14年3月25日	
5	八島公園	南台4-41	164		昭和52年6月11日	
6	片山小さな緑地	松が丘2-19	164		平成8年5月17日	
7	なかの坂公園	本町1-15	175		平成7年12月1日	
8	青桐公園	本町3-29	184		昭和42年6月1日	
9	江古四しいの木公園	江古田4-14	189		平成6年4月13日	
10	上鷺西公園	上鷺宮5-17	194		昭和55年12月5日	
11	くるみ公園	野方5-28	195		昭和49年4月20日	
12	とちの木公園	上鷺宮2-22	196		平成22年11月22日	
13	みよし公園	鷺宮3-19	200		昭和45年12月21日	
14	みすみ公園	大和町3-25	203		平成5年3月17日	
15	もみの木公園	野方1-38	224		昭和50年7月10日	
16	草の実公園	新井2-44	236		平成9年3月14日	
17	みたけ公園	鷺宮3-31	244		昭和47年10月4日	
18	桃園公園	中野2-21	251		昭和45年4月23日	
19	本四公園	本町4-6	269		昭和51年7月31日	
20	西町公園	本町6-39	272		昭和30年2月1日	
21	こぶし公園	上高田2-32	282		昭和42年6月1日	
22	西大和児童公園	大和町3-42	286		昭和26年3月20日	
23	ひまわり公園	中央2-52	288		平成7年3月27日	
24	若の芽公園	本町1-5	289		昭和49年10月17日	
25	みなみの広場	南台2-33	296		平成2年3月30日	
26	江古一御嶽公園	江古田1-34	314		平成9年3月24日	
27	西町花の公園	本町4-37	325		平成1年1月26日	
28	なつめ公園	中央5-6	331		昭和42年6月1日	
29	さんかく公園	沼袋3-24	332		平成2年10月29日	
30	すみよし公園	東中野4-25	333		昭和52年9月1日	
31	こうさぎ公園	野方6-44	338		平成5年4月26日	
32	筆原公園	丸山2-2	338		昭和63年1月13日	
33	ゆりの木公園	中央1-20	340		昭和50年2月17日	
34	長者橋公園	弥生町1-6	341		平成28年4月1日	
35	千代田公園	本町5-31	344		昭和27年11月26日	
36	こくま公園	江原町3-17	361		昭和47年7月1日	
37	文園西公園	中野6-23	368		昭和56年1月5日	
38	白鷺公園	白鷺2-8	378		平成1年3月29日	
39	おたき公園	東中野5-23	380		昭和50年11月19日	
40	上高田三丁目公園	上高田3-10	381		昭和59年11月28日	
41	鷺南公園	若宮2-48	382		昭和60年8月30日	
42	弥生二丁目公園	弥生町2-19	389		昭和58年8月25日	
43	昭三公園	中野5-41	391		昭和50年11月6日	
44	花見公園	弥生町2-7	392		昭和35年4月20日	
45	神田川はなひろば	本町1-2	392		平成12年9月26日	
46	大和花公園	大和町1-54	403		昭和62年2月14日	
47	松ヶ丘公園	松が丘1-2	415		昭和57年8月2日	
48	橋場公園	中央5-41	416		昭和27年11月26日	
49	弥生こぶし公園	弥生町1-40	416		平成5年3月22日	
50	野方第二公園	野方2-14	418		昭和26年3月20日	
51	西鷺公園	鷺宮6-31	429		昭和37年4月1日	
52	大和鹿鳴公園	大和町3-27	435		平成4年3月25日	

整理 番号	名称	住所	管理面積 (㎡)	公園種別	開園年月日	備考
53	わかたけ公園	鷺宮1-5	440	街区公園	昭和45年12月21日	
54	天神小公園	中野5-19	446		昭和62年1月26日	
55	野方第一公園	野方4-36	450		昭和26年3月20日	
56	柏公園	新井3-24	453		昭和36年2月15日	
57	みなみ公園	南台5-15	462		昭和51年8月24日	
58	多田公園	南台3-26	478		昭和52年6月11日	
59	上一こなら公園	上高田1-43	479		平成4年10月20日	
60	いちょう公園	中央4-50	484		昭和50年2月17日	
61	あじさい公園	中野5-34	499		昭和48年7月28日	
62	双鷺公園	若宮3-58	500		昭和61年6月25日	
63	かえで公園	中央2-35	511		昭和46年4月10日	
64	上鷺いこい公園	上鷺宮4-12	512		平成12年9月26日	
65	前原公園	南台2-48	518		昭和26年3月20日	
66	本町通り公園	中央2-46	539		昭和26年3月20日	
67	仲町公園	中央3-17	541		平成4年3月3日	
68	みつわ公園	若宮1-42	542		昭和51年4月7日	
69	かせい公園	若宮3-5	564		昭和51年12月28日	
70	さくら公園	中野6-2	564		昭和46年2月15日	
71	沼四緑の公園	沼袋4-35	568		昭和61年2月27日	
72	本六公園	本町6-30	569		昭和51年12月28日	
73	野方一丁目公園	野方1-32	572		昭和51年7月31日	
74	こまどり公園	野方1-57	575		昭和61年12月1日	
75	南台さくら公園	南台4-37	594		平成29年3月13日	
76	新井東公園	新井1-19	613		昭和58年9月16日	
77	けやき公園	東中野5-13	636		昭和43年3月31日	
78	天神公園	中野5-8	636		昭和27年4月17日	
79	朝日が丘公園	本町2-32	700		昭和43年9月12日	
80	白鷺ネムノキ公園	白鷺1-7	701		平成9年9月19日	
81	追分公園	中央4-7	703		昭和45年4月23日	
82	小淀公園	中央1-24	713		平成1年4月26日	
83	江古田二丁目公園	江古田2-21	723		昭和53年7月20日	
84	野方ひがし公園	野方1-12	724		昭和50年7月10日	
85	みずき公園	中央2-54	725		昭和57年10月4日	
86	すみれ公園	中野5-5	728		昭和48年12月6日	
87	ばんだ公園	弥生町3-34	731		昭和50年7月10日	
88	若宮公園	若宮3-21	752		昭和44年3月3日	
89	わかさぎ公園	若宮2-56	760		平成11年3月1日	
90	沼栄橋公園	野方5-1	773		平成22年2月7日	
91	打越公園	中野5-26	774		昭和53年12月1日	
92	みどり公園	東中野3-11	798		昭和49年10月17日	
93	氷川公園	東中野1-11	850		昭和26年3月20日	●
94	百観音公園	沼袋2-28	855		昭和26年3月20日	●
95	若葉公園	鷺宮5-11	860		昭和39年6月5日	
96	南部公園	南台5-27	885		昭和53年2月10日	
97	川添公園	東中野1-22	890		昭和49年10月17日	
98	早稲田通り公園	野方1-35	909		昭和58年3月22日	
99	そろの木公園	白鷺2-38	916		昭和48年3月31日	
100	れんげ公園	弥生町5-8	919		昭和49年8月15日	
101	たんぼぼ公園	野方2-61	949		昭和48年7月28日	
102	南台三丁目公園	南台3-41	956		昭和59年10月3日	
103	上高田北公園	上高田5-29	961		昭和62年10月2日	
104	ささの葉公園	南台4-14	988		昭和42年1月29日	
105	若宮オリーブ公園	若宮3-57	995		平成14年11月29日	
106	本一公園	本町1-23	997		昭和52年6月14日	
107	西大和公園	大和町4-50	1,000		昭和49年8月20日	
108	囲町ひろば	中野4-21	1,001		平成24年4月1日	
109	上の原公園	東中野2-6	1,002		昭和49年4月1日	
110	みはと公園	大和町4-51	1,017		昭和41年12月1日	
111	上鷺公園	上鷺宮4-8	1,021		昭和43年5月1日	
112	文園公園	中野6-10	1,025		昭和51年4月25日	
113	鷺六公園	鷺宮6-24	1,026		昭和57年3月31日	
114	上町公園	中央4-36	1,033		昭和59年7月20日	
115	武蔵台公園	上鷺宮5-26	1,061		昭和46年3月3日	

整理 番号	名称	住所	管理面積 (㎡)	公園種別	開園年月日	備考
116	新井南公園	新井2-31	1,180	街区公園	昭和50年2月17日	
117	啓明公園	大和町1-21	1,239		昭和49年8月20日	
118	囲桃園公園	中野3-20,21	1,244		昭和58年1月22日	
119	本多山公園	江古田3-8	1,263		平成14年2月1日	
120	大和北公園	大和町2-45	1,294		昭和58年12月20日	
121	丸太公園	弥生町6-2	1,314		昭和55年4月19日	
122	白鷺ふれあい公園	白鷺2-10	1,329		平成15年3月28日	
123	川島公園	弥生町3-6	1,330		平成31年3月5日	
124	弥生公園	弥生町5-4	1,332		昭和50年4月10日	
125	塔の山公園	中央2-7	1,351		昭和48年6月15日	
126	杉山公園	本町6-15	1,356		昭和9年3月27日	
127	かしの木公園	荏宮3-52	1,411		平成2年3月30日	
128	高根公園	東中野2-34	1,466		昭和45年10月20日	
129	宮前公園	中央2-39	1,481		昭和54年2月20日	
130	東山公園	野方4-41	1,606		昭和53年4月10日	
131	おかのうえ公園	東中野5-27	1,683		平成30年11月5日	
132	沼袋公園	沼袋1-19	1,947		昭和28年9月1日	
133	中央公園	中央5-42	2,011		昭和52年12月10日	
134	北中野公園	上鷺宮5-8	2,181		昭和47年12月16日	
135	みずのとう公園	江古田1-3	2,273		昭和50年3月12日	
136	上鷺東公園	上鷺宮2-18	2,292		昭和51年4月10日	
137	中央西公園	中央5-27	2,695		昭和52年6月11日	
138	丸山塚公園	沼袋2-40	2,718		昭和55年8月18日	
139	桜山公園	東中野3-22	2,824		昭和55年4月1日	
140	丸山公園	丸山2-23	2,884		昭和54年6月1日	
141	風の子ひろば	上鷺宮4-13,14	2,904		平成8年3月15日	
142	栄町公園	弥生町4-20	2,912		昭和37年12月1日	
143	上高田台公園	上高田4-15,16,17	2,948		昭和55年2月15日	
144	上高田二丁目公園	上高田2-8	3,037		昭和59年4月1日	
145	大和公園	大和町2-8	3,210		昭和42年6月1日	
146	城山公園	中野1-44	3,299		昭和18年4月28日	
147	沼袋西公園	沼袋3-14	3,312		昭和48年4月23日	
148	谷戸運動公園	中野1-31	3,439		昭和52年6月11日	
149	南台公園	南台5-7	3,715		昭和55年4月5日	
150	八成公園	上鷺宮5-19	3,868		昭和50年5月8日	
151	鷺宮運動広場	白鷺3-1	4,920		昭和63年12月22日	▲
152	紅葉山公園	中野2-5	5,489		昭和45年3月3日	
153	江原公園	江原町1-15	6,807		昭和15年8月31日	
154	本二東郷やすらぎ公園 (東郷公園)	本町2-14	6,954		平成30年10月14日	
155	白鷺せせらぎ公園	白鷺1-4	9,070		平成27年6月13日	
156	新井薬師公園	新井5-4・4-15	10,044		昭和9年9月15日	
1	南台いちよう公園	南台1-15	10,035	近隣公園	平成28年2月27日	
2	本五ふれあい公園	本町5-28	11,924		平成28年3月19日	
3	中野四季の森公園	中野4-12・13	20,780		平成24年4月1日	
1	江古田公園	松が丘2-35・2-29	8,130	総合公園	昭和14年6月13日	
2	中野上高田公園	上高田5-7	19,401		昭和37年7月2日	■
3	哲学堂公園	松が丘1-34	48,807		昭和50年4月1日	▲
1	平和の森公園	新井3-37	54,659	地区公園	昭和60年10月1日	
2	江古田の森公園	江古田3-14	60,225		昭和62年4月1日	
1	江原屋敷森緑地	江原町3-32	1,187	都市緑地	平成6年4月13日	
1	桃園川緑道	中野〓中央	15,219	緑道	平成23年5月2日	
1	妙正寺川公園	松が丘1-33	13,331	条例公園	昭和62年4月1日	■

●：借地公園

▲：公園全体の指定管理

■：一部公園の指定管理

(3) 平成28年度～平成30年度までの支出済額について

執行内容	平成28年度 執行額 (円)	平成29年度 執行額 (円)	平成30年度 執行額 (円)	平均 執行額 (円)
対象外				
街路樹植樹帯管理委託等	49,244,857	47,468,356	46,698,778	47,803,997
街路樹植樹帯清掃委託	22,246,741	22,269,785	23,054,773	22,523,766
東中野駅構内樹木維持管理費	-	28,121,472	2,702,548	15,412,010
江古田の森公園河川水流入後清掃委託	1,433,121	663,711	733,000	943,277
江古田の森公園河川水流入後清掃委託（予備費充用分）	9,628,000	12,849,519	8,746,602	10,408,040
一時的				
（仮称）南台四丁目公園整備工事	40,873,519	-	-	40,873,519
（仮称）弥生町六丁目公園用地鑑定・測量費	-	6,991,400	-	6,991,400
（仮称）弥生町六丁目公園用地取得費	-	2,891,977,360	-	2,891,977,360
ユニバーサルデザインのまちづくり住民参加推進事業	-	-	1,836,000	1,836,000
旧野方配水塔を活用したまちづくり検討業務委託	-	6,123,600	-	6,123,600
公園日除け設備設置工事	21,023,280	-	-	21,023,280
台風24号による公園樹木倒木被害に伴う賠償金（予備費充用分）	-	-	1,466,917	1,466,917
台風24号風水害被害に伴う公園樹木倒木等緊急対応（予備費充用分）	-	-	16,565,938	16,565,938
大和町中央通拡幅整備に伴う公園改修工事等	-	-	9,617,400	9,617,400
中野四季の森公園放送設備設置工事等	4,315,170	-	-	4,315,170
追分公園整備改修工事	-	-	27,281,000	27,281,000
追分公園整備改修工事実施設計委託	-	-	3,029,600	3,029,600
哲学堂公園絶対城・三学亭修復工事	-	35,800,000	-	35,800,000
哲学堂公園宇由館・哲理門修復実施設計委託	-	15,228,000	-	15,228,000
哲学堂公園学習室展示施設基本計画策定支援業務委託	4,298,400	-	-	4,298,400
哲学堂公園学習展示施設基本・実施設計委託	-	14,300,000	-	14,300,000
哲学堂公園学習展示施設展示空間基本・実施設計委託	-	3,265,920	-	3,265,920
哲学堂公園再整備基本計画及び基本・実施設計業務委託	-	18,144,000	-	18,144,000
哲学堂公園四聖堂修復工事	23,760,000	-	-	23,760,000
哲学堂公園四聖堂修復工事監理委託	3,942,000	-	-	3,942,000
哲学堂公園絶対城・二学亭修復実施設計委託	9,909,000	-	-	9,909,000
哲学堂公園絶対城・三学亭修復工事監理委託	-	3,200,000	-	3,200,000
哲学堂公園測量委託	-	15,768,000	-	15,768,000
一部公園				
じゃぶじゃぶ池管理委託	10	8,337,384	8,431,560	8,208,864
トイレ及び関連設備賃借料	2	291,859	291,859	291,859
公園土地賃借料	2	6,460,620	6,460,620	6,460,620
公園施設長寿命化計画遊具改修工事	119	14,040,000	19,548,000	24,991,200
公園施設長寿命化計画遊具改修工事実施設計委託	119	-	2,538,000	2,592,000
公園等トイレ清掃委託	100	32,127,814	30,792,438	33,939,633
多目的運動場施設予約システム保守及びIOA機器賃借料等	4	-	-	1,667,952
中野四季の森公園維持管理委託	1	75,169,299	84,179,581	84,839,267
妙正寺川公園及び妙正寺川隣宮調節池維持管理経費負担金	1	7,210,489	7,272,937	7,819,613
遊具の法定定期点検委託	119	-	-	3,132,000
公園樹木整枝剪定委託	168	92,906,642	93,131,708	91,077,666
公園等清掃除草委託等	151※1	227,677,067	220,646,535	220,919,908
公園内排水施設清掃委託	157※2	12,608,124	13,340,916	16,457,428
指定管理業務経費（上高田、哲学堂、妙正寺川公園運動施設）	3	52,419,200	53,729,710	74,138,281
指定管理業務経費（哲学堂公園）	1	40,539,000	40,932,890	41,584,301
指定管理業務経費（鷺宮運動広場）	1	3,944,880	3,944,880	3,944,880
全公園				
維持作業用消耗品購入等		2,831,496	3,518,050	5,209,488
光熱水費		28,435,432	30,972,180	33,351,479
公園開閉管理委託等		2,245,451	2,308,899	2,247,144
公園施設維持補修工事		34,958,301	27,518,825	27,814,610
公園施設小破修繕		9,096,205	8,095,736	9,052,776
公園巡回警備委託等		22,739,326	24,995,317	23,902,274
事務用消耗品購入等		419,788	537,445	817,667
庁有車管理		729,087	371,717	696,612
総計		865,861,552	3,805,730,926	866,890,078

※1 清掃対象公園151、除草対象公園151、草刈対象公園19

※2 樹清掃対象公園157、排水溝清掃対象115

【維持管理費の整理方法】

- ・対象外に分類した費用は公園の維持管理に対する費用ではないため、除外する。
- ・一時的に分類した費用は日常的に発生する費用ではないため、維持管理費から除外する。
- ・一部公園に分類した費用は対象となる公園を整理し、該当する地域区分で按分する。
- ・全公園に分類した費用は地域区分ごとの公園面積で按分する。（なお、指定管理による公園全体の維持管理を行っている哲学堂公園、鷺宮運動広場、は除外する。）

(4) 全公園に係る維持管理費の按分方法

(1) 内容

- ・維持作業用消耗品購入等
- ・光熱水費
- ・公園開閉管理委託等
- ・公園施設維持補修工事
- ・公園施設小破修繕
- ・公園巡回警備委託等
- ・事務用消耗品購入等
- ・庁有車管理

(2) 按分方法

各内容の維持管理×（対象公園の管理面積×全公園の管理面積）＝各公園の費用

(5) 各公園に係る維持管理費の按分方法

(1) 内容

- ①じゃぶじゃぶ池管理委託
- ②トイレ及び関連設備賃借料
- ③公園土地賃借料
- ④公園施設長寿命化計画遊具改修工事
- ⑤公園施設長寿命化計画遊具改修工事实施設計委託
- ⑥公園等トイレ清掃委託
- ⑦指定管理業務経費（上高田、哲学堂、妙正寺川公園運動施設）
- ⑧指定管理業務経費（哲学堂公園）
- ⑨指定管理業務経費（鷺宮運動広場）
- ⑩多目的運動場施設予約システム保守及びOA 機器賃借料等
- ⑪中野四季の森公園維持管理委託
- ⑫妙正寺川公園及び妙正寺川鷺宮調節池維持管理経費負担金
- ⑬遊具の法定定期点検委託
- ⑭公園樹木整枝剪定委託
- ⑮公園等清掃除草委託等
- ⑯公園内排水施設清掃委託

(2) 按分方法

- ①じゃぶじゃぶ池管理委託

委託費÷対象公園数＝各公園の費用

- ②トイレ及び関連設備賃借料

賃借料÷対象公園数＝各公園の費用

③公園土地賃借料

賃借料÷対象公園数＝各公園の費用

④公園施設長寿命化計画遊具改修工事

工事費×（対象公園の遊具数÷区全体の遊具数）＝各公園の費用

⑤公園施設長寿命化計画遊具改修工事实施設計委託

委託費×（対象公園の遊具数÷区全体の遊具数）＝各公園の費用

⑥公園等トイレ清掃委託

委託費×（対象公園の清掃回数÷区全体の清掃回数）＝各公園の費用

⑦指定管理業務経費（上高田、哲学堂、妙正寺川公園運動施設）

上高田、哲学堂、妙正寺川公園にそれぞれ計上

⑧指定管理業務経費（哲学堂公園）

⑨指定管理業務経費（鷺宮運動広場）

哲学堂公園、鷺宮運動広場にそれぞれ計上

⑩多目的運動場施設予約システム保守及びOA 機器賃借料等

賃借料÷対象公園数＝各公園の費用

⑪中野四季の森公園維持管理委託

中野四季の森公園に計上

⑫妙正寺川公園及び妙正寺川鷺宮調節池維持管理経費負担金

妙正寺川公園に計上

⑬遊具の法定定期点検委託

委託費×（対象公園の遊具数÷区全体の遊具数）＝各公園の費用

⑭公園樹木整枝剪定委託

委託費×（対象公園の管理面積×全公園の管理面積）＝各公園の費用

⑮公園等清掃除草委託等

委託費×（対象公園の清掃面積×全公園の清掃面積）×0.25＝各公園の費用（その１）

委託費×（対象公園の除草面積×全公園の清掃面積）×0.50＝各公園の費用（その２）

委託費×（対象公園の草刈面積×全公園の清掃面積）×0.25＝各公園の費用（その３）

（その１）＋（その２）＋（その３）＝各公園の費用

⑯公園内排水施設清掃委託

委託費×（対象公園の集水柵数×全公園の集水柵数）×0.50＝各公園の費用（その１）

委託費×（対象公園の排水溝延長×全公園の排水溝延長）×0.50＝各公園の費用（その２）

（その１）＋（その２）＝各公園の費用

2中企業第●●号

令和2年度 外部評価報告書

令和2年12月

発行：中野区企画部業務改善課

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号

電話 03-3389-1111（代表）

調査分析機関 国際航業株式会社